【令和２年１月９日】
第１回南相馬市教育委員会定例会
議案第２号別冊　資料（３／４）
第２回南相馬市総合教育会議　資料２

南相馬市
教育振興基本計画
後期計画（案）

令和２年度～令和５年度

「自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづくり」

復興を超えて、新しい南相馬へ

～自らの力で社会を創造する人材の育成～

令和２年３月

南相馬市教育委員会

「自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづくり」

復興を超えて、新しい南相馬へ
～自らの力で社会を創造する人材の育成～

南相馬市教育振興基本計画後期計画
令和 2 年度～令和 5 年度

はじめに

写真

南相馬市教育委員会　教育長　大和田博行

東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故から９年が過ぎました。震災時の小学１年生は、今年高校１年生となりました。現在、義務教育を受けている子どもたちは、震災後の入学生です。幼少期における度重なる避難経験や原発事故後の屋外活動の制限、それに伴う対人関係スキルの未熟等は、今でも学習や体力・運動能力、生徒指導などに大きな影響を及ぼしています。

子どもたちが成長し活躍するこれからの社会は、少子高齢化の進行、AI(人工知能)をはじめとする技術革新やグローバル化の加速、環境問題の深刻化など社会状況が大きく変化し、予測が困難な時代となると思われます。

しかし、私たちの郷土を支えていくのは、私たちの目の前にいる子どもたちであることは間違いありません。そして、子どもたちは無限の可能性を秘めています。目の前の子どもたちに対する着実な教育活動を地道に積み重ねていくこと、人生１００年時代を迎え、豊かな人生を送ることができるように生涯を通して学び続け、地域の発展のために活躍する姿を示していくことが私たち大人の使命であると考えております。このような思いのもと、目指す子ども・市民の姿を次のように定め、その具現に向けて教育行政を進めてまいります。

夢と希望を持ち、挫折や苦難に負けない
生きくぬく力が備わった子どもたちの育成

生涯を通して成長し、新しい南相馬市を創造することができる市民

結びに、計画の策定にあたりましてご尽力をいただきました南相馬市教育振興基本計画策定委員の皆様はじめ、貴重なご意見を頂きました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

目　次

第１編　南相馬市教育振興基本計画後期計画の策定にあたって

第１章　計画の策定趣旨 …… 3
第２章　計画の構成と期間 …… 6
第３章　南相馬市の教育に関する現状と課題 …… 7

第２編　南相馬市教育振興基本計画後期計画

第１章　教育施策の基本目標 …… 34
第２章　教育施策の展開 …… 39
　学校教育 …… 40
　生涯学習・スポーツ …… 50
　文　　化 …… 58
　幼児教育 …… 62
第３章　計画の推進体制 …… 66

資料編

第１編
南相馬市
教育振興基本計画後期計画の策定にあたって

第１章　計画の策定趣旨

第２章　計画の構成と期間

第３章　南相馬市の教育に関する現状と課題

第１章　計画の策定趣旨

１　南相馬市教育振興基本計画後期計画の策定趣旨

本市では、平成 26 年度に策定した南相馬市復興総合計画に基づく教育分野の最上位計画として、平成 27 年度に南相馬市教育振興基本計画（以下、「市教育振興基本計画」という。）を策定し、教育施策を推進してきました。

その後、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から 9 年が経過した今日でも続く少子化の影響等を要因とした児童生徒数の減少や学校の小規模化の進行、学習指導要領の改訂による小学校における外国語の教科化など、本市の教育を取り巻く情勢は大きく変化しています。

このような中、総合的かつ効果的に教育施策を推進していくため、平成 27 年度に策定した市教育振興基本計画を市教育振興基本計画前期計画（以下、「前期計画」という。）と位置づけ、平成 30 年度に策定した南相馬市復興総合計画後期基本計画に基づく市教育振興基本計画を市教育振興基本計画後期計画（以下、「後期計画」という。）として策定するものです。

２　市教育振興基本計画の位置付け

（１）法的な位置付け

市教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

> **教育基本法　(平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号)　抄**
>
> (教育振興基本計画)
>
> 第 17 条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
>
> 2　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

（２）国・県の計画との関係

後期計画は、平成 30 年６月に策定された国の「第３期教育振興基本計画（計画期間：平成 30 年度～令和４年度）」及び県の「第６次福島県総合教育計画（計画期間：平成 25 年度～令和２年度）」を参酌し策定するものです。

（３）南相馬市復興総合計画及び南相馬市教育の大綱との関係

後期計画は、平成 30 年度に策定された「南相馬市復興総合計画後期基本計画（計画期間：令和元年度～令和４年度）」に基づき、教育分野の施策をより具体化する計画として策定し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３に規定する「南相馬市教育の大綱」として位置付けるものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号)　抄

(大綱の策定等)

第 1 条の 3　地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

平成 26 年 7 月 17 日付け文部科学省初等中等教育局長通知　抄
（３）地方教育振興基本計画その他の計画との関係
①地方公共団体において、教育基本計画第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はない。

教育分野

国・県

■国

第 3 期教育振興基本計画
（平成 30 年度～令和 4 年度）

■県

第 6 次福島県総合教育計画
（平成 25 年度～令和 2 年度）

南相馬市教育振興計画（南相馬市教育の大綱）

市教育分野の最上位計画

「自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづくり」

復興を超えて、新しい南相馬へ
～自らの力で社会を創造する人材の育成～

前期計画	後期計画
平成２７年度～令和元年度	令和２年度～令和５年度

具体的な方向性と取組みを示す

南相馬市復興総合計画

基本構想　平成 27 年度～令和 6 年度

「みんなでつくる　かがやきとやすらぎのまち　南相馬」
～復興から発展へ～

■まちづくりの目標

・逆境を飛躍に変え、元気で活気に満ちたまち
・市民生活を取り戻し、地域、世代をつなぎ思いやりあふれるまち
・人を育み、郷土を愛し、若い世代が夢と希望を持てるまち
・原発事故を克服し、誰もが安全・安心に暮らせるまち

■基本指針

1　地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり
2　健康で安心して暮らすことができるまちづくり
3　災害に対応できる安全・安心なまちづくり
4　環境にやさしく、快適に暮らせるまちづくり
5　自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづくり
6　市民の力を生かした持続可能なまちづくり

基本計画

後期（令和元年度～令和４年度）

- 教育・子育て
- 健康・医療・福祉
- 産業・仕事づくり
- 都市基盤・環境・防災
- 地域活動・行財政

実施計画

第２章　計画の構成と期間

１　計画の構成

市教育振興基本計画は、平成 27 年度から 10 年間の本市の教育の方向性を定めた教育分野の最上位計画であり、「基本目標」、「基本施策」から構成されています。

基本施策のうち平成 27 年度から令和元年度にかかるものを「前期計画」として、本計画は令和２年度を開始年度とする「後期計画」を定めるものです。

２　計画の期間

後期計画の計画期間は、令和２年度から令和５年度までの４年間とします。

注 1）基本的な方向性：平成 27 年度に 10 年後を見据えて掲げた基本理念、目指す子ども・市民の姿

第３章　南相馬市の教育に関する現状と課題

本計画の策定にあたり、より効果的な施策を見出すため、前期計画にかかるこれまでの主な取組の検証を行います。

◆前期計画の構成

基本施策１　学校教育の充実・整備

施策	施策の展開
1　「生きぬく力」の育成	1　確かな学力を育む教育の推進
	2　豊かな心を育む教育の推進
	3　健やかな体を育む教育の推進
	4　学校と家庭や地域が連携した教育の推進
2　特色ある教育・魅力ある学校づくり	1　特色ある学校づくりの推進
	2　特色と魅力ある教育の推進
	3　ＩＣＴ整備事業の推進
	4　学校図書館の充実
	5　安全・安心な学校給食の提供
	6　教育委員会制度改革に対応した教育施策の推進
3　安全・安心な教育環境の確保	1　学校施設の環境整備
	2　学校安全の推進
	3　地域全体で子どもを支える体制づくり
	4　小高区学校の再開

基本施策２　生涯学習・スポーツ環境の充実

施策	施策の展開
1　だれもが学習できる環境の充実	1　生涯学習環境の充実
	2　読書環境の充実
2　だれもがスポーツを楽しめる環境の充実	1　生涯スポーツの充実
	2　競技力の向上
	3　スポーツ施設の整備
3　芸術文化にふれる機会の充実	1　芸術文化活動が行いやすく、参加しやすい環境整備
	2　身近に芸術文化にふれることのできる環境整備

基本施策３　地域文化の継承

施策	施策の展開
1　文化財の保護・保存と活用	1　文化財の整備推進
	2　文化財の活用推進
2　ふるさと教育の充実	1　ふるさと教育の推進
3　伝統文化の継承支援	1　民俗芸能の伝承支援
	2　相馬野馬追の伝承支援

基本施策４　子育て環境の整備

施策	施策の展開
1　子育てのサポート体制の充実	1　子育て世帯への相談・支援体制の整備
	2　地域における子育て環境の整備
2　保育環境の整備	1　休園施設の再開と保育士等人材確保
	2　安心して子どもを預けられる環境の整備

基本施策１　学校教育の充実・整備

施策１　「生きぬく力」の育成

＜指標名　全国学力・学習状況調査＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）注 2
全国平均同程度	全国平均同程度	全国平均を上回る （全国トップレベル）

資料：全国学力・学習状況調査

施策の展開１　確かな学力を育む教育の推進

＜指標名　南相馬市標準学力検査＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
小学校：全国平均と同程度 中学校：全国平均と同程度か下回る	小学校　全国平均と同程度 中学校　全国平均と同程度	小学校：全国平均を上回る 中学校：全国平均を上回る

資料：全国学力・学習状況調査

《 現　状 》

◆平成 30 年４月に行われた全国学力・学習状況調査の結果では、小学校は、国語、算数、理科で概ね全国平均と同程度でした。中学校は、国語は概ね全国平均と同程度、数学と理科は全国平均を下回りました。これらの結果から、本市の児童生徒の学力は教科によって偏りがある傾向です。

◆本市では、各種調査の結果をもとに市内小中学校で取り組むべき課題を設定し、「授業改善プラン」を作成し、学習指導の充実と授業改善に取り組んできました。また、教育先進地への視察研修や教員交流等を通して、本市で目指すべき授業スタイルを明確にする実践的な研修を積み重ね、授業の質の向上に組織的に取り組んできました。

《 課　題 》

◆教職員研修成果等を活かし、市内小中学校同一歩調で授業改善に取り組む必要があります。また、複数教員（TT）や特定教科の教員配置などによる教育指導体制の充実を図る必要があります。

注 2）平成 31 年度（令和元年度）目標値は、平成 27 年度に設定した前期計画の目標値です。現状値と比較することで前期計画の目標達成状況を分析しています。

◆教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、部活動のあり方を含め、現在の校務内容を見直す取組が必要です。

◆社会のグローバル化が一層進展することが予想される中、令和 2 年度から小学校においても外国語が教科化されるなど、英語４技能（聞く・話す・書く・読む）をバランスよく伸ばす取組が必要です。

施策の展開２　豊かな心を育む教育の推進

＜指標名　不登校児童生徒数（1,000 人当たり）＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
4.5 人	7.8 人	0 人

資料：市教委学校教育課調べ

《 現　状 》

◆教科化された道徳の時間を活用して、郷土を愛する心情の涵養と地域に貢献する児童生徒の育成のため、「生命尊重」、「郷土愛」に重点をおいた道徳教育を実践してきました。

◆平成 30 年度に策定した「南相馬市いじめ防止基本方針」に基づき、学校と地域・家庭が組織的に連携していじめ防止に取り組むため「学校いじめ問題対策連絡協議会」を開催しました。また、児童生徒の心理面・行動面の理解を深めるため「hyper-QU 検査」を全児童生徒対象に実施してきました。

《 課　題 》

◆いじめを根本から絶やすため、児童生徒一人一人の内面の変化を機敏にとらえ、引き続き未然防止と早期発見に取り組むことが必要です。

◆平成 26 年度の不登校児童生徒数（1,000 人当たり）は 4.5 人でしたが、平成 30 年度は 7.8 人に増えています。特に、中学校における不登校生徒数が増加傾向にあり、学校復帰に向けた支援の継続と、不登校の未然防止に向けた取組が必要です。

施策の展開３　健やかな体を育む教育の推進

＜指標名　新体力テスト＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
全国平均同程度	全国平均同程度	全国平均を上回る

資料：新体力テスト（市教委学校教育課調べ）

《 現　状 》

◆市内小中学校において学校体育全体計画及び体力向上推進計画を作成し、体育の時間や部活動を通して体力向上を図ってきました。

◆新体力テストの結果においては、学年・性別により差はあるものの、特に小学生の体力が向上しました。

《 課　題 》

◆引き続き、体育の時間等を通じた運動の促進を図る必要があります。

◆食習慣も含む正しい生活習慣を身に付け、体力の向上と肥満の予防・解消を図り、生涯を通じて健康な生活を送るための身体形成につなげる取組が重要です。

施策の展開４　学校と家庭や地域が連携した教育の推進

＜指標名　「学校と地域社会との連携」に「満足」「やや満足」している割合＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
小学生保護者：41.8% 中学生保護者：35.3%	小学生保護者：44.8% 中学生保護者：46.9%	小学生保護者：70.0% 中学生保護者：70.0%

資料：教育に関するアンケート調査（市教委教育総務課調べ）

《 現　状 》

◆「学校と地域社会の連携」への評価については、小学生保護者の 44.8%、中学生保護者の 46.9%が「満足」または「やや満足」と回答しています。

《 課　題 》

◆学校だよりやホームページを通して積極的に学校の情報を発信する取組を継続するほか、運動会等の学校行事において地域の方々との交流を深めるなど、地域の特性と実情にあわせ、学校と地域の連携強化を目指す必要があります。

施策２　特色ある教育・魅力ある学校づくり

＜指標名　子どもたちの南相馬市内小中学校への帰還率＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
67.0%	77.0%	75%

資料：市教委学校教育課調べ

施策の展開１　特色ある学校づくりの推進

＜指標名　「学校に行くのはとても楽しい・おおよそ楽しい」と回答した割合＞

平成 26 年度（策定時）	平成 29 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
84.0%	87.1%	90.0%

注）平成 30 年度は調査項目改定により測定できないため、直近の平成 29 年度数値を記載

資料：全国学力学習状況調査（児童生徒質問紙）

《 現　状 》

◆特色と魅力のある学校づくりと教育の推進を図るため、平成 30 年度に「南相馬市公立学校適正化計画」を策定しました。

◆小中学校が取り組む地域性を生かした特色ある教育活動を推進するため、補助金を交付し魅力ある学校づくりに取り組みました。

《 課　題 》

◆本市における望ましい学校規模等を南相馬市公立学校適正化計画として整理したことから、今後は、小中一貫校等、新たな教育制度の研究や保護者、地域の方との懇談を重ね、公立学校の適正化を進める必要があります。

◆市内小中学校が地域性や児童生徒の実態に応じた特色ある学校づくり、教育活動に取り組むための支援が必要です。

施策の展開２　特色と魅力ある教育の推進

＜指標名　「将来の夢や目標をしっかり持っている・おおよそ持っている」と回答した割合＞

平成 26 年度（策定時）	平成 29 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
80.0%	76.6%	90.0%

注）平成 30 年度は調査項目改定により測定できないため、直近の平成 29 年度数値を記載

資料：全国学力学習状況調査（児童生徒質問紙）

《 現　状 》

◆小中学校の部活動等においては、専門的な知識や技術を有する外部指導者を派遣し、技術や競技力の向上を図るなど、学校ごとの特色と魅力向上に取り組みました。

◆将来の夢や目標を「はっきり決めている」「何となく決めている」と回答した割合の合計は、小学生が 73.5％、中学生が 59.0%でした。

◆学習指導要領の改訂により、小学校において外国語が教科化され、また、プログラミング教育が必修化されます。

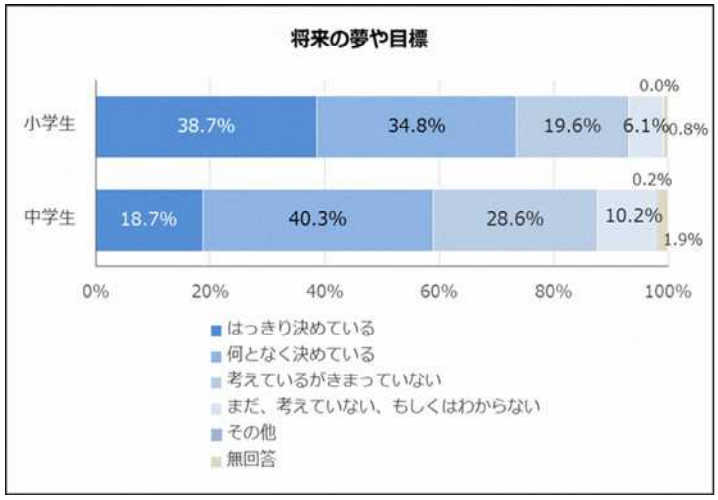

資料：教育に関するアンケート調査（令和元年度　市教委教育総務課調べ）

《 課　題 》

◆小学校の外国語教科化に対応するため、外国語指導助手の派遣を通じたコミュニケーション能力の育成など、外国語活動を推進する必要があります。

◆キャリア出前講座や中学生の職場体験等、様々な体験を通じて、多くの子どもたちが将来の夢や目標をしっかり持てる教育への取組が必要です。

施策の展開３　ＩＣＴ整備事業の推進

＜指標名　授業中にＩＣＴを活用して指導する能力について「わりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
65.9%	83.7%	100%

資料：学校における教育の情報化の実態等に関する調査(市教委学校教育課調べ)

《 現　状 》

◆教員がＩＣＴ機器を活用することにより、映像や音声など、五感に訴える児童生徒にとってわかりやすい授業の実施と学力向上を図るため、電子黒板・デジタル教科書等の導入を進めてきました。また、市内小中学校へＩＣＴ支援員を派遣するなど、情報教育の支援を行ってきました。

《 課　題 》

◆授業の中でＩＣＴを活用し、指導する能力については、「わりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合が、平成 30 年度の調査では 83.7%となっており、自在にＩＣＴ機器を有効活用し授業を進めることができる教員育成の取組が引き続き必要です。

施策の展開４　学校図書館の充実

＜指標名　一か月の平均読書冊数＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
小学 6 年：3.9 冊 中学 3 年：3.0 冊	小学 6 年：5.4 冊 中学 3 年：3.1 冊	小学 6 年：6.0 冊 中学 3 年：6.0 冊

資料：福島県読書に関する調査（毎年 11 月の 1 か月間における児童生徒１人当たりの平均読書冊数）

《 現　状 》

◆小中学校における読書活動の推進や調べ学習等の充実を図るため、市内全ての小中学校に学校司書の配置を行いました。一部の学校には常時学校司書を配置していますが、その他の学校については、2 校に 1 人の配置により対応しています。

《 課　題 》

◆学校図書館法の改正に基づき、学校図書館のより一層の有効活用と読書活動推進を図るため、市内すべての小中学校に学校司書の常時配置が必要です。また、各校における図書及びアンケート等のデータベース化に向け学校司書の研修の充実が必要です。

施策の展開５　安全・安心な学校給食の提供

＜指標名　食に関する意識調査で「安全」「ほぼ安全」の割合＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 29 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
97.5%	97.8%	100%

注）平成 30 年度は調査項目改定により測定できないため、直近の平成 29 年度数値を記載

資料：食に関する意識調査（市教委学校教育課調べ）

《 現　状 》

◆給食に使用する食材の事前検査のほか、提供した給食の全体検査（事後検査）を実施するとともに、検査結果を数値で公表することにより、学校給食の安全性に対する信頼向上を図ってきました。

◆平成 30 年度からは学校給食に使用する米を南相馬市産米に切り替え、地産地消の推進を図りました。

《 課　題 》

◆給食調理施設の老朽化や調理員の減少等に対応するため、今後は、公立学校適正化の検討にあわせ、「単独校調理場方式」や「共同調理場方式」等、望ましい提供体制を構築していく必要があります。

施策の展開６　教育委員会制度改革に対応した教育施策の推進

《 現　状 》

◆平成 27 年度から設置された「総合教育会議」を開催し、教育に関する重点施策や、いじめ問題への対応等について市長と教育委員会が協議等を行うことで、教育行政に市民の意見を反映する取組を行ってきました。

◆教育委員による学校訪問や各種研修への積極的な参加、各種審議会等への参加を通して、現場の実情や国・県の動きを迅速に把握してきました。

《 課　題 》

◆今後も、市民の教育に対する信頼と期待に応え、適正な教育行政を執行するため継続して取り組む必要があります。

施策３　安全・安心な教育環境の確保

＜指標名　学校施設の改修率＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
65.0%	66.3%	85.0%

資料：市教委教育総務課調べ

施策の展開１　学校施設の環境整備

《 現　状 》

◆学校施設の保全や老朽化している施設の長寿命化を計画的に実施するため、「南相馬市学校施設長寿命化計画」を策定し、当該計画に基づき校舎等の改修を行いました。

《 課　題 》

◆老朽化施設の大規模改修には多額の費用を要することから、公立学校の適正化と連動し、計画的な改修と工事費用の平準化を図る必要があります。

施策の展開２　学校安全の推進

＜指標名　危機管理マニュアル作成率、避難訓練実施率＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
100%	100%	100%

資料：市教委学校教育課調べ

《 現　状 》

◆交通安全教室や防災訓練を実施し、学校や地域の特性に応じた安全教育を行ってきました。

《 課　題 》

◆危険を予測する能力の育成とともに、児童生徒が自他の生命を守るという意識を高めていくためにも、教育活動全体を通して、安全教育を推進していく取組の継続が必要です。

施策の展開３　地域全体で子どもを支える体制づくり

＜指標名　「小中学校の防犯等の安全性」に「満足」「やや満足」している割合＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
小学生保護者：30.1% 中学生保護者：28.1%	小学生保護者：42.3% 中学生保護者：42.3%	小学生保護者：80.0% 中学生保護者：80.0%

資料：教育に関するアンケート調査（市教委教育総務課調べ）

《 現　状 》

◆学校と関係機関が連携し、定期的に通学路点検を行うなど、地域全体で児童生徒の安全を確保する取組を行ってきました。

《 課　題 》

◆児童生徒が犯罪に巻き込まれ、懸念が増している昨今において、今後もより一層、地域住民や関係機関等の協力を得ながら地域ぐるみで児童生徒の安全確保に努める必要があります。

施策の展開４　小高区学校の再開

《 現　状 》

◆平成 29 年 4 月 1 日に、小学校は小高小学校において 4 小学校（小高小学校、福浦小学校、金房小学校、鳩原小学校）による合同運営により再開、同時に小高中学校も再開しました。また、幼稚園は小高幼稚園において再開しました。

《 課　題 》

◆小中学校の小規模化が極めて進行している中、持続可能で安定的な学校運営のため、魅力や特色などの付加価値を持たせた公立学校の適正化を進める必要があります。

基本施策２　生涯学習・スポーツ環境の充実

施策１　だれもが学習できる環境の充実

＜指標名　生涯学習関連事業（講座・教室・学級）への延べ参加者数＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
21,500 人	20,736 人	26,000 人

資料：市教委生涯学習課調べ

施策の展開１　生涯学習環境の充実

＜指標名　「生涯学習の機会の提供」に「満足」「やや満足」している割合＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
市民　24.0%	市民　27.3%	市民　28.8%

資料：教育に関するアンケート調査（市教委教育総務課調べ）

《 現　状 》

◆生涯学習分野が実施する講座及び講演会等については、子どもから高齢者まで幅広い年代層に学習の機会を提供するため、土・日曜日、夜間に実施するなど、参加しやすい環境を整えています。

◆「生涯学習の機会の提供」の現在の評価は「満足」「やや満足」をあわせて 27.3%に留まり、「いつでも・だれもが・気軽に」学習できる講座や教室等が求められています。

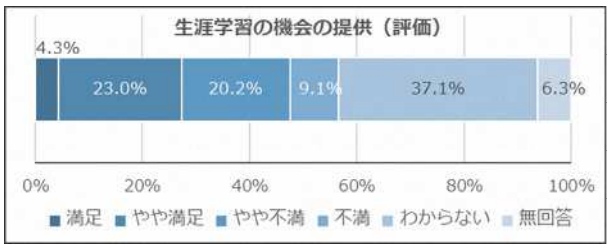

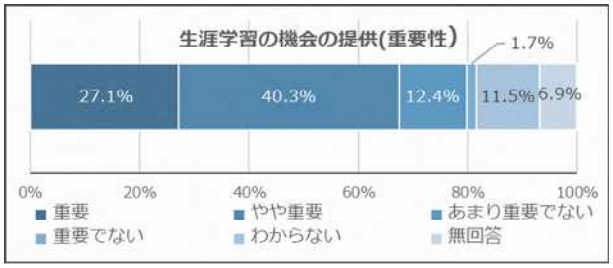

資料：教育に関するアンケート調査
（令和元年度　市教委教育総務課調べ）

◆一方で今後の重要性は「重要」「やや重要」をあわせて 67.4%と、人生 100 年時代を見据え、全ての人が生涯を通じて活躍することができるよう、より一層、市民のニーズに沿った多様な生涯学習の機会を提供することが求められています。

《 課　題 》

◆史跡巡りや体験型の講座など幅広い年代の方が参加しやすい環境を整えていますが、青壮年層の参加が増えず、高齢者層に偏っていることが課題となっています。

施策の展開２　読書環境の充実

＜指標名　市民一人当たりの貸出冊数＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
5.6 冊	6.7 冊	8.0 冊

資料：市教委中央図書館調べ

《 現　状 》

◆市民一人当たりの貸出冊数は、平成 26 年度は 5.6 冊でしたが、平成 30 年度には 6.7 冊と微増しています。また、「図書館運営の充実」に関する現在の評価は、「満足」「やや満足」の合計が 50.1%、今後の重要性は、「重要」「やや重要」の合計が 71.1%でした。

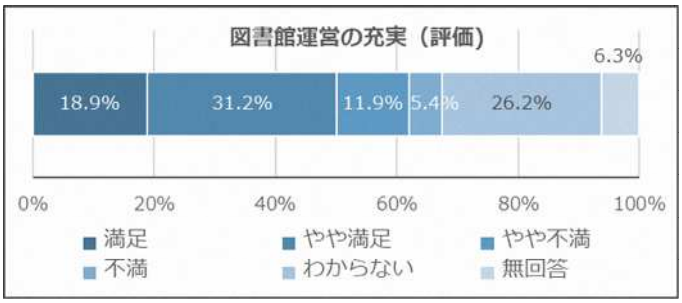

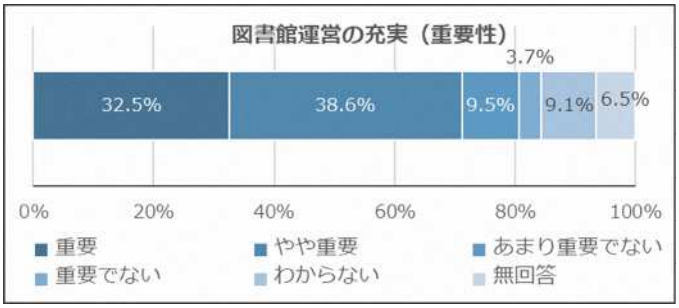

資料：教育に関するアンケート調査
（令和元年度　市教委教育総務課調べ）

◆幼稚園や保育園、図書館から遠距離にある集会所や生涯学習センター等で、移動図書館車による貸出・返却・予約のサービスを提供し、市民が身近なところで、等しく図書館サービスを受けられる取組を行っています。

《 課　題 》

◆子どもから大人まで、年齢を問わず、いつでもどこでも読書活動が継続できるよう支援し、さらに、図書館資料を容易に活用できる読書環境を整えるため、資料の選定やサービス提供の充実に努める必要があります。

施策２　だれもがスポーツを楽しめる環境の充実

＜指標名　スポーツ環境の満足度＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
40.0%	75.0%	80.0%

資料：南相馬市スポーツ推進課調べ

施策の展開１　生涯スポーツの充実

＜指標名　スポーツ・運動している人の割合＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
48.0%	56.0%	60.0%

資料：南相馬市スポーツ推進課調べ

《 現　状 》

◆スポーツ環境の満足度は、平成 26 年度に 40.0%でしたが、平成 30 年度には 75.0%と増え、満足度が高くなっています。これは、テニスコートの増設等、ハード部分の整備が進んだことに加え、地域のスポーツ活動の活性化を図る各種取組の成果と捉えられます。

《 課　題 》

◆運動習慣の定着は、それぞれの年代で抱える疾患等の予防や解消に有効であり、また、生活に活力を与えるものであるため、関係団体と連携しながら、スポーツに親しむ機会の拡充やスポーツ大会が活発に開催される環境づくりが必要です。

施策の展開２　競技力の向上

＜指標名　全国的に活躍する本市在住・出身選手数＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
１５人	90 人	30 人

資料：南相馬市スポーツ推進課調べ

《 現　状 》

◆全国的に活躍する本市在住あるいは本市出身選手数は、平成 26 年度に１５人でしたが、平成 30 年度には 90 人と大幅に増加しています。

◆今後も幅広い分野において小中学生スポーツの振興と選手育成を図り、全国的に活躍する本市出身のスポーツ選手の輩出が望まれています。

《 課　題 》

◆スポーツ少年団認定員養成講習会等への派遣を継続・拡充しながら指導員の育成を図ることが必要です。

施策の展開３　スポーツ施設の整備

＜指標名　スポーツ施設利用者数＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
225,581 人	366,233 人	232,000 人

資料：南相馬市スポーツ推進課調べ

《 現　状 》

◆本市におけるスポーツ施設利用者数は、平成 26 年度に 225,581 人でしたが、平成 30 年度には 366,233 人まで大幅に増加しています。

《 課　題 》

◆スポーツ施設は老朽化が進んでおり、市民が安心してスポーツ施設を利用できるよう、中長期的な視点を持ち、計画的に施設の整備や改修、備品の配備・更新を行う必要があります。

施策３　芸術文化にふれる機会の充実

＜指標名　成果発表団体の数＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
140 団体	162 団体	160 団体

資料：市教委生涯学習課調べ

施策の展開１　芸術文化活動が行いやすく、参加しやすい環境整備

＜指標名　芸術文化団体数＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
226 団体	270 団体	271 団体

資料：市教委生涯学習課調べ

《 現　状 》

◆本市における芸術文化団体数は、平成 26 年度に 226 団体ありましたが、平成 30 年度には 270 団体に増えています。

◆芸術文化団体は、地域の芸術文化振興をけん引する役割とともに、地域の芸術文化活動を支え、継承していく役割がありますが、団体の多くは長年活動を継続してきている会員で構成されており、高齢者の割合が増えています。

《 課　題 》

◆地域の芸術文化活動を次世代へ継承していくため、芸術文化団体等の活動支援や人材の発掘・育成の支援が必要です。

◆市民が芸術文化活動に参加し、活動しやすい環境を整え芸術文化団体の活動内容を広く市民へ周知するため、様々な媒体を活用して積極的な広報が必要です。

施策の展開２　身近に芸術文化にふれることのできる環境整備

＜指標名　芸術文化の鑑賞者数＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
81,000 人	73,522 人	100,000 人

資料：市教委生涯学習課調べ

＜指標名　芸術祭参加者＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
0 人	350 人	500 人

資料：市教委生涯学習課調べ

《 現　状 》

◆芸術文化の鑑賞者数は、平成 26 年度が 81,000 人でしたが、平成 30 年度には 73,522 人に減少しています。

《 課　題 》

◆身近な場所で芸術文化にふれる機会を提供し、創造力豊かな心を育むため、体験事業や鑑賞事業の充実を図る必要があります。

基本施策３　地域文化の継承

施策１　文化財の保護・保存と活用

＜指標名　保存管理計画・方針を策定した文化財数＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
0 件	3 件	5 件

資料：市教委文化財課調べ

施策の展開１　文化財の整備推進

＜指標名　「文化財の保護と活用」に「満足」「やや満足」している割合＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
市民　24.2%	市民　33.9%	市民　35.0%

資料：教育に関するアンケート調査（市教委教育総務課調べ）

《 現　状 》

◆文化財を総合的に把握したうえで、保存や活用に係る課題の整理を行うとともに、文化財及びその周辺環境を一体的に保存・活用するための方針として、平成 29 年度に「歴史文化基本構想」を策定しました。

◆平成 30 年度までに歴史文化基本構想・大悲山石仏・泉官衙遺跡の保存活用計画等を策定し、計画に基づき史跡等の公有化や文化財の整備、修理事業を推進しました。

《 課　題 》

◆市が所有する文化財の資料を将来にわたり適切に管理するため、文化財資料収蔵施設の整備が必要です。

◆民間所有者が行う文化財保存活動への支援にも取り組む必要があります。

施策の展開２　文化財の活用推進

＜指標名　文化財案内パンフレットの配布数＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
9,000 枚	12,123 枚	12,000 枚

資料：市教委文化財課調べ

《 現　状 》

◆本市の文化財を案内するパンフレットの配布数は、平成 26 年度には 9,000 枚でしたが平成 30 年度には 12,123 枚と大幅に増加しました。このことは、主に桜井古墳や羽山横穴、武山家住宅の一般公開等、積極的な PR によるほか、西迫横穴墓群や鷺内遺跡出土遺物等、新たに発見された文化財の公開を行ったことによる成果と捉えています。

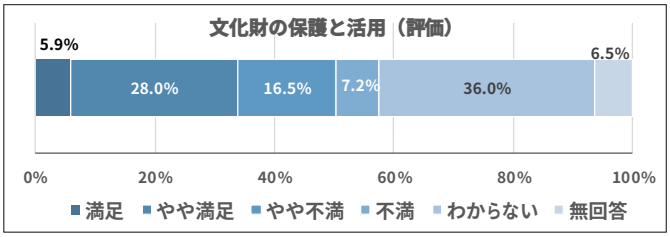

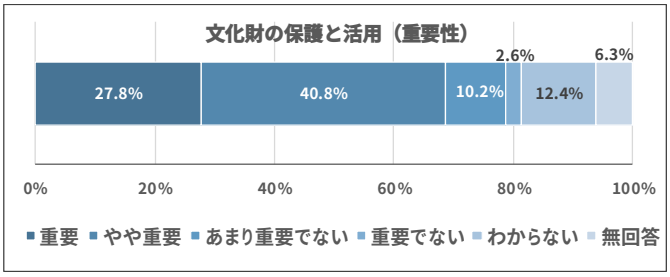

資料：教育に関するアンケート調査
（令和元年度　市教委教育総務課調べ）

《 課　題 》

◆文化財は市民の宝であることの認識の下、文化財保護活動への市民の理解と参画による保存と活用を図っていく必要があります。

施策２　ふるさと教育の充実

＜指標名　ふるさと教育の参加者数＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
7,880 人	7,540 人	8,000 人

資料：市教委文化財課調べ

施策の展開１　ふるさと教育の推進

＜指標名　「郷土を愛する心を育む教育」に「満足」「やや満足」している割合＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
市民　16.4%	市民　21.7%	市民　40.0%

資料：教育に関するアンケート調査（市教委教育総務課調べ）

＜指標名　南相馬市で「自慢できるところ」や「好きなところ」が「ある」「少しある」という割合＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
小学生：53.4% 中学生：46.0%	小学生：58.5% 中学生：51.4%	小学生：75.0% 中学生：75.0%

資料：教育に関するアンケート調査（市教委教育総務課調べ）

《 現　状 》

◆「郷土を愛する心を育む教育」の評価は「満足」「やや満足」を合わせた割合が、平成 26 年度に 16.4%でしたが、平成 30 年度には 21.7%と微増しています。

　また、南相馬市の「自慢できるところ」や「好きなところがある」「少しある」を合わせた割合は、小学生で 58.5%、中学生では 51.4%になり、ともに半数を上回っています。

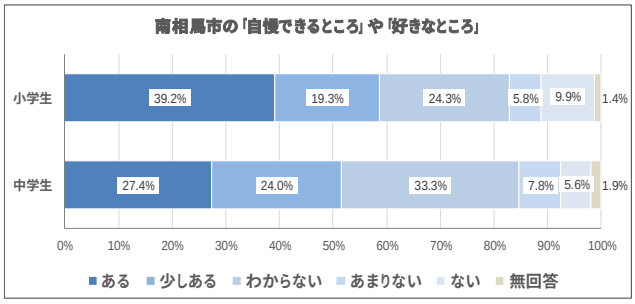

資料：教育に関するアンケート調査
（令和元年度　市教委教育総務課調べ）

《 課　題 》

◆将来的に地域を支え、担う人材を育成する上で、子どもから大人まで本市における多くの歴史文化に触れ、生まれ育った郷土の歴史文化を正しく学び、郷土の良さを知り、郷土を愛する心を育む取組が必要です。

施策 3　伝統文化の継承支援

＜指標名　民俗芸能大会への出場申し込み数＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
7 団体	7 団体	10 団体

資料：市教委文化財課調べ

施策の展開１　民俗芸能の伝承支援

＜指標名　民俗芸能団体数＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
59 団体	62 団体	59 団体

資料：市教委文化財課調べ

《 現　状 》

◆地域の民俗芸能等に対する意識の変化や担い手・後継者の不足により地域の民俗芸能や伝統行事の存続が危惧されています。

《 課　題 》

◆民俗芸能団体が行う継承活動に対し、地域住民の意見を踏まえながら、民俗芸能活動における地域間での連携支援や指導者育成支援等に取り組む必要があります。

施策の展開２　相馬野馬追の伝承支援

＜指標名　相馬野馬追関連展示事業来場者数＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
2,000 人	2,053 人	2,300 人

資料：市教委文化財課調べ

《 現　状 》

◆少子高齢化等の影響により、相馬野馬追の後継者や担い手、参加者減少が危惧されています。

◆南相馬市博物館での相馬野馬追関連展示事業来場者数は、平成 26 年度は 2,000 人でしたが、平成 30 年度は 2,053 人とほぼ横ばいの状況にあります。

《 課　題 》

◆相馬野馬追の原点である「野馬懸」の伝承については、相馬小高神社周辺の環境整備とともに「お小人」の育成が重要な課題であることから、関係機関との連携を強化し、後世へ確実に伝承するための効果的な支援策が求められています。

◆相馬野馬追の魅力を伝え広めるためにも、多くの来場者が訪れるような魅力ある相馬野馬追関連展示事業充実に取り組む必要があります。

基本施策４　子育て環境の整備

施策１　子育てのサポート体制の充実

＜指標名　子育てしやすい環境と感じる人の割合＞

平成 26 年度（策定時）	平成 31 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
30.0%	48.4%	50.0%

注）平成 30 年度は、アンケート調査未実施のため、平成 31 年度数値を記載。
資料：南相馬市こども家庭課調べ

施策の展開１　子育て世帯への相談・支援体制の整備

＜指標名　子育て支援センター利用者数＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
延べ 10,074 人	延べ 10,366 人	延べ 12,000 人

資料：南相馬市こども家庭課調べ

《 現　状 》

◆子育て支援センター利用者数は、平成 26 年度に延べ 10,074 人でしたが、平成 30 年度には 10,366 人に増加しています。

◆子育て世帯の経済的負担軽減のため、市では平成 26 年度から幼稚園・保育園等の保育料の無料化を行ってきました。

《 課　題 》

◆子育て世帯の支援体制の充実のため、家庭の経済状況にかかわらず安心して教育が受けられるよう、高等教育段階まで切れ目のない経済的支援に取り組む必要があります。

施策の展開２　地域における子育て環境の整備

＜指標名　「子育て支援」に「満足」「やや満足」している割合＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
市民　14.6%	市民　18.6%	市民　30.0%

資料：教育に関するアンケート調査（市教委教育総務課調べ）

《 現　状 》

◆幼児期における発達や学びなど、幼児教育の成果とその連続性が重要であることから、幼稚園・保育園、小学校間での一貫した教育推進と小 1 プロブレムの解消のため、幼稚園・保育園と小学校の連携の強化が求められています。

◆公立幼稚園については、小学校と隣接していることから、幼稚園と小学校による計画的な情報交換や交流が行われています。

《 課　題 》

◆小学校と隣接していない保育園や私立幼稚園と小学校の連携について支援していく必要があります。

施策 2　保育環境の整備

＜指標名　待機児童数＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
34 人	64 人	0 人

資料：南相馬市こども育成課調べ

施策の展開１　休園施設の再開と保育士等人材確保

＜指標名　市内幼稚園・保育園開園施設数＞

平成 26 年度 （策定時）	平成 30 年度 （現状値）	平成 31 年度（令和元年度） （目標値）
15 施設	16 施設	18 施設

資料：南相馬市こども育成課調べ

《 現　状 》

◆本市における待機児童数は、平成 26 年度に 34 人でしたが、家庭内保育環境の変化や保育料無料化などにより保育の需要が増えたため、平成 30 年度には 64 人に増加しました。

《 課　題 》

◆待機児童解消のためには、保育士等の人材確保が重要であるため、保育士養成学校訪問や保育士等修学資金貸付制度の構築など様々な取組を行ってきましたが、十分な人数確保に至っていません。

施策の展開２　安心して子どもを預けられる環境の整備

＜指標名　「幼稚園・保育園等における幼児教育の充実」に「満足」「やや満足」している割合＞

平成 26 年度（策定時）	平成 30 年度（現状値）	平成 31 年度（令和元年度）（目標値）
市民　20.8%	市民　18.6%	市民　40.0%

資料：教育に関するアンケート調査（市教委教育総務課調べ）

《 現　状 》

◆令和 2 年 4 月開園を目指し、現在、小高区に認定こども園の整備を進めています。

◆幼児教育プログラムを策定し、各種施策に取り組んでいます。

《 課　題 》

◆今後は、市内の幼稚園・保育園及び認定こども園のあり方を検討する必要があります。

◆幼児教育プログラムに基づき、子どもたちの可能性や特性を引き出す取組が必要です。

第２編
南相馬市
教育振興基本計画
後期計画

第１章　教育施策の基本目標
第２章　教育施策の展開
第３章　計画の推進体制

第１章　教育施策の基本目標

平成 27 年度に 10 年後を見据えて掲げた基本理念、目指す子ども・市民の姿、基本目標については、本市が目指す教育の根幹となるものであり、後期計画においても引き継ぐものとします。

1　基本理念

「自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづくり」

復興を超えて、新しい南相馬へ

～自らの力で社会を創造する人材の育成～

2　目指す子ども・市民の姿

夢と希望を持ち、挫折や苦難に負けない
生きくぬく力が備わった子どもたちの育成

本市の将来を担う子どもたちが夢や希望を持ちながら、挫折や苦難に負けない「生きぬく」心と体を備え、南相馬の新たな未来を牽引するとともに、世界的に発信力のある人材の育成を目指します。

生涯を通して成長し、新しい南相馬市を創造することができる市民

すべての市民が生涯にわたり学ぶことができる環境や、気軽に芸術・文化活動やスポーツに親しむ機会を充実させるとともに、様々な交流活動を通して、自らの力で新しい南相馬を創造することができる人材の育成を目指します。

3　基本目標

本市が目指す姿の実現に向けて、前期計画で設定した４つの分野ごとの基本目標に従って、各種施策を推進します。

学　校　教　育

知・徳・体の調和のとれた「生きぬく力」を備えた、全国トップレベルの児童生徒を育成します。

子どもたちが複雑で予測困難な時代を前向きに受け止め、社会や人生をより豊かなものにすることができるよう、学校・家庭・地域が連携して時代に求められる資質や能力を育みます。

生涯学習・スポーツ

誰もが親しめる生涯学習・スポーツ環境の充実を図ります。

市民の生涯を通じた学びの場を提供するとともに、スポーツを通じた健康増進や芸術文化に親しむ機会を通じた生きがいづくりを推進します。

文　　化

地域を象徴し、地域の誇りとなる地域文化を継承します。

相馬野馬追に代表される地域資源を磨き、郷土愛の醸成と交流人口の拡大を図るとともに、絶やすことなく後世に継承していきます。

幼　児　教　育

安心して子育てできる環境整備を図ります。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な幼児期において、幼児期の発達の特性を踏まえて質の高い幼児教育を推進するとともに、初等教育とのさらなる連携を目指します。

南相馬市教育振興基本計画後期計画　施策の体系

基本理念

「自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづくり」

復興を超えて、新しい南相馬へ

～自らの力で社会を創造する人材の育成～

目指す子ども・市民の姿

夢と希望を持ち、挫折や苦難に負けない

生きぬく力が備わった子どもたちの育成

生涯を通して成長し、新しい南相馬市を創造することができる市民

分野	基本目標	施策
学校教育	知・徳・体の調和のとれた「生きぬく力」を備えた、全国トップレベルの児童生徒を育成します。	(1)豊かな心と体の育成 (2)教育水準の向上 (3)学びの環境整備・充実
生涯学習・スポーツ	誰もが親しめる生涯学習・スポーツ環境の充実を図ります。	(1)生涯学習の充実 (2)芸術文化の充実 (3)スポーツの振興
文　　化	地域を象徴し、地域の誇りとなる地域文化を継承します。	(1)文化遺産の整備・活用 (2)ふるさと教育の充実 (3)地域文化の継承
幼児教育	安心して子育てできる環境整備を図ります。	(1)幼児教育の充実 (2)子育て環境の充実

前期計画と後期計画にかかる施策の関連図

前期計画

基本施策１　学校教育の充実・整備

施策１　「生きぬく力」の育成

1　確かな学力を育む教育の推進
2　豊かな心を育む教育の推進
3　健やかな体を育む教育の推進
4　学校と家庭や地域が連携した教育の推進

施策２　特色ある教育・魅力ある学校づくり

1　特色ある学校づくりの推進
2　特色と魅力ある教育の推進
3　ＩＣＴ整備事業の推進
4　学校図書館の充実
5　安全・安心な学校給食の提供
6　教育委員会制度改革に対応した教育施策の推進

施策３　安全・安心な教育環境の確保

1　学校施設の環境整備
2　学校安全の推進
3　地域全体で子どもを支える体制づくり
4　小高区学校の再開

基本施策２　生涯学習・スポーツ環境の充実

施策１　だれもが学習できる環境の充実

1　生涯学習環境の充実
2　読書環境の充実

施策２　だれもがスポーツを楽しめる環境の充実

1　生涯スポーツの充実
2　競技力の向上
3　スポーツ施設の整備

施策３　芸術文化にふれる機会の充実

1　芸術文化活動が行いやすく、参加しやすい環境整備
2　身近に芸術文化にふれることのできる環境整備

基本施策３　地域文化の継承

施策１　文化財の保護・保存と活用

1　文化財の整備推進
2　文化財の活用推進

施策２　ふるさと教育の充実

1　ふるさと教育の推進

施策３　伝統文化の継承支援

1　民俗芸能の伝承支援
2　相馬野馬追の伝承支援

基本施策４　子育て環境の整備

施策１　子育てのサポート体制の充実

1　子育て世帯への相談・支援体制の整備
2　地域における子育て環境の整備

施策２　保育環境の整備

1　休園施設の再開と保育士等人材確保
2　安心して子どもを預けられる環境の整備

後期計画

学校教育

施策１　豊かな心と体の育成

（１）郷土を愛し豊かな心を育む教育「至誠（まごころ）学」を推進します。
（２）不登校・いじめ未然防止へ積極的に対応します。
（３）運動の習慣化や正しい食生活を身につけ、健康な体を育む教育を推進します。

施策２　教育水準の向上

（１）教育指導体制を充実します。
（２）地域性を生かした魅力ある教育環境づくりを推進します。
（３）小高区の文教ゾーンを生かした魅力ある教育環境を整備します。
（４）学校図書館及び図書館教育の充実を推進します。
（５）地域の状況に応じた市内小中学校の適正化を推進します。

施策３　学びの環境整備・充実

（１）学校・地域・保護者が一体となった学校づくりを推進します。
（２）地域と連携した登下校の安全確保や安全な通学手段を確保します。
（３）学校施設の環境整備・改善に取り組みます。
（４）安全・安心な学校給食を安定的に供給できる体制を整備します。
（５）学びのセーフティネットとしての支援に取り組みます。

生涯学習・スポーツ

施策１　生涯学習の充実

（１）市民が生涯にわたって学ぶことができる環境を整備します。
（２）子育て世代や青壮年層が参加しやすい生涯学習機会の充実を図ります。
（３）読書活動の推進と図書館資料の充実を図ります。

施策２　芸術文化の充実

（１）芸術文化活動が行いやすく、参加しやすい環境を整備します。
（２）身近に芸術文化に触れることのできる環境づくりを推進します。

施策３　スポーツの振興

（１）スポーツ活動が継続的に実践できるようスポーツ機会の拡充を図ります。
（２）各種スポーツ団体の強化と指導者の育成に取り組みます。
（３）安心してスポーツ施設を利用できるよう施設の整備や改修に取り組みます。
（４）東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けたホストタウン相手国との相互交流を推進します。

文化

施策１　文化遺産の整備・活用

（１）文化遺産と周辺環境が一体となった整備事業を計画的に推進し、新たな観光客の誘致や文化遺産に係る市民活動を促進します。

施策２　ふるさと教育の充実

（１）子どもから大人までふるさとの自然、歴史や文化の理解を深める学習機会の提供に努めます。
（２）ふるさとに継承される報徳精神を活かしたまちづくり、ひとづくりを進めるため、報徳仕法の学びの場を充実します。

施策３　地域文化の継承

（１）民俗芸能や相馬野馬追の継承と活動の活性化に向けた支援、新たな保存伝承の仕組みづくりに取り組みます。
（２）震災資料を含めた歴史・民俗資料を適切に収集・保存し、学校教育や生涯学習への活用を推進します。

幼児教育

施策１　幼児教育の充実

（１）園児の可能性や特性を引き出す幼児教育を推進します。
（２）私立・公立保育園（所）・幼稚園等のあり方を検討します。
（３）保護者の経済的負担の軽減を図ります。
（４）保育士・幼稚園教諭等の人材確保に取り組みます。

施策２　子育て環境の充実

（１）多様化する子育て家庭のニーズに対応します。
（２）子育てに関する相談・支援体制や情報発信の充実を図ります。
（３）子育て家庭と地域、子育て支援機関の交流を図ります。

第２章　教育施策の展開

学校教育

施策１　豊かな心と体の育成
施策２　教育水準の向上
施策３　学びの環境整備・充実

生涯学習・スポーツ

施策１　生涯学習の充実
施策２　芸術文化の充実
施策３　スポーツの振興

文　化

施策１　文化遺産の整備・活用
施策２　ふるさと教育の充実
施策３　地域文化の継承

幼児教育

施策１　幼児教育の充実
施策２　子育て環境の充実

学校教育

施策１　豊かな心と体の育成

成果指標名[注3]　―　学級生活に満足している児童生徒の割合

現状値（平成 30 年度）		目標値（令和５年度）	
	58.0%	▷▷▷▷	60.0%↗[注4]

成果指標名　―　「南相馬市の自慢できるところ」や「好きなところ」について「ある」または「少しある」と回答する児童生徒の割合

現状値[注5]（令和元年度）		目標値（令和５年度）	
	小学校５年生 58.5%	▷▷▷▷	小学校５年生 62.5%↗
	中学校２年生 51.4%		中学校２年生 55.4%↗

成果指標名　―　新体力テストにおける上位評定者の割合

現状値（令和元年度）		目標値（令和５年度）	
	小学校５年生 38.2%	▷▷▷▷	小学校５年生 45.0%↗
	中学校２年生 45.8%		中学校２年生 52.0%↗

取組方針（１）　郷土を愛し豊かな心を育む教育「至誠（まごころ）学」を推進します。

道徳の時間を活用し、命を大切にする心、他人を思いやる豊かな心、郷土を愛する心を育みます。また先人が大きな危機を乗り越えた「報徳仕法」の元となっている「至誠」「勤労」「分度」「推譲」の教えを学び、ふるさとの将来を担う子どもたちが、ふるさと南相馬に対する誇りや愛情をもって成長できるようにします。

主な取組

①　道徳教育指導法の改善

道徳の教科化に伴い、道徳の授業の指導方法や評価のあり方、教材の効果的な活用等について研究を推進し、道徳の時間の充実を図ります。

注 3）目標値（令和 5 年度）の考え方については、資料編Ｐ68～71 の成果指標一覧を参照してください。
注 4）↗は目標値以上を目指すという意味。目標値が上限、又は、現状維持の場合、矢印は掲載していません。
注 5）成果指標の現状値で、アンケート調査結果等から令和元年度の値が判明しているものは、現状値を令和元年度の値としています。

重点[注6] ② **報徳仕法等の郷土学習の実施**

学校教育活動の全体を通して、「郷土愛」の指導に重点をおいた道徳教育や「至誠（まごころ）学」の充実を図ります。

取組方針（2） 不登校・いじめ未然防止へ積極的に対応します。

悩みや不安に対する支援体制の充実やいじめの未然防止、早期発見、早期解決を図り、次世代を担う子どもたちが、学校生活を楽しく過ごし、健やかに成長することができる環境の整備に取り組みます。

主な取組

重点 ① **スクールカウンセラーの継続配置**

スクールカウンセラーを定期的に小中学校へ派遣し、カウンセリングを通して児童生徒の心のケアや、教員や保護者に対して指導助言等のメンタルケアを行い、子どもが健やかに成長できるよう専門的な支援、対応ができる相談体制を整備します。

重点 ② **いじめ問題への積極的な対応**

「いじめを許さない学級、学校づくり」の実現に向け、保護者、地域住民、学校、関係機関等の連携によるいじめ問題対策連絡協議会の設置及び情報共有化と問題の対応を行います。また、適応指導教室を設置し、児童生徒の不登校状態の改善に向けて助言や指導を行います。

取組方針（3） 運動の習慣化や正しい食生活を身につけ、健康な体を育む教育を推進します。

児童生徒が運動の楽しさや喜びを感じ、運動の習慣化、日常化に繋げられるような授業を推進し、健康・体力の向上を図ります。

また、保健指導や食育活動等を通じ、望ましい生活習慣や食生活を身に付け、健やかな体を育む教育を推進します。

主な取組

重点 ① **体力・運動能力向上の取組**

スポーツトレーナーなどの専門講師等を学校に派遣し、児童生徒の精神的ストレスや運動不足の解消を図ります。

注 6）重点 ：南相馬市復興総合計画後期基本計画に掲げる復興重点戦略、又は重点戦略として位置付ける事業に関係する取組等を重点事業として位置付けます。

また、定期的な小児生活習慣病検診や食に関する指導などを行い、健全な食生活を営むことができる判断力を養います。

施策２　教育水準の向上

成果指標名　―　学習意欲が高い児童生徒の割合

現状値（令和元年度）	小学校５年生 38.0% 中学校２年生 55.0%	▷▷▷▷	目標値（令和５年度）	小学校５年生 **45.0%** 中学校２年生 **55.0%**

成果指標名　―　全国学力・学習状況調査における標準化得点[注7]

現状値（令和元年度）	小学校６年生　101 中学校３年生　98	▷▷▷▷	目標値（令和５年度）	小学校６年生　**103** 中学校３年生　**101**

成果指標名　―　学校図書の１人当たりの貸出冊数

現状値（平成 30 年度）	26.1 冊	▷▷▷▷	目標値（令和５年度）	**31.0 冊**

取組方針（１）　教育指導体制を充実します。

全国学力・学習状況調査などの各種調査結果を踏まえ、市内小中学校が抱える課題に対して、共通理解を図り、より効果が期待できる共通した取組を進めるとともに各校の実態に応じた特色ある取組を推進し、各種研修を通じ質の高い指導技術の向上に取り組みます。また、個に応じたきめ細かな指導を充実させるため、教職員や学習支援員等の充実や教員の校務負担軽減に取り組みます。

主な取組

重点　①　**学力の実態把握や授業の改善**

全国学力・学習状況調査などの各種調査結果を踏まえ、「授業改善プラン」に基づき、市内全ての小中学校において授業スタイルの共通理解を図るとともに、各校の課題解決に向けた授業の改善に取り組みます。

重点　②　**教職員への指導訪問や各種研修**

教育先進地への視察研修や専門講師の招聘による各種研修を行います。

注 7）全国学力・学習状況調査における標準化得点：全国の平均正答数を 100 とした場合の指数。

重点 ③ **市独自教員の採用**

市独自に教員を採用し、学校に配置することで指導環境の充実化や児童生徒の学習意欲と学力の向上を目指します。

重点 ④ **特別支援教育の充実**

各小中学校の実態に応じて適切に学習支援員や介助員を配置し、特別支援教育の充実を図ります。

重点 ⑤ **教員の校務負担軽減**

教員の校務負担を軽減することにより、児童生徒と向き合う時間を確保し、学習指導、生徒指導の充実を図ります。

重点 ⑥ **ＩＣＴを活用した教育環境の整備**

ＩＣＴの環境整備に努め、ＩＣＴを効果的に活用した指導や学習の推進を図ります。

重点 ⑦ **家庭学習の定着化**

各学校が作成した「家庭学習の手引き」の効果的な活用などにより、家庭学習習慣の定着を図ります。

重点 ⑧ **学習塾との連携**

中学生の学力強化を目指し、学習塾と連携してさらなる学力向上や底上げを図ります。

取組方針（２） 地域性を生かした魅力ある教育環境づくりを推進します。

児童生徒の実態や地域の自然、歴史、文化、社会などに応じた特色ある学校づくりを推進します。また、学習指導要領の改訂による小学校における外国語の教科化を踏まえた英語教育及びプログラミング教育の充実をはじめ、魅力ある教育環境づくりに取り組みます。

主な取組

重点 ① **地域の良さを生かした授業の企画**

子どもたちが地域内の自然、文化財、地域産業など、直接訪問し学ぶ機会を確保するとともに、各学校が独自に実施する特色ある教育活動を推進します。

重点 ② **中学生海外研修の実施**

中学生の海外研修を通して、学ぶ意欲のきっかけを作るとともに、広い視野を持った生徒の育成を図ります。また、自国や他国の文化に対する理解を深めるための活動の充実や、語学力・コミュニケーション能力育成のための外国語教育の充実を図ります。

重点 ③ **体験学習活動の実施・支援**

市内外の各種施設や人材を活用しながら体験学習活動を推進することで、地域の歴史や伝統・文化、報徳仕法等、地域に根差したふるさと教育の推進等に取り組みます。

重点 ④ **プログラミング教育の推進**

学習意欲の向上と創造的・論理的思考力の向上を図るため、ロボットの活用等によるプログラミング教育を推進します。

取組方針（3） 小高区の文教ゾーンを生かした魅力ある教育環境を整備します。

幼（保）・小・中などの教育施設が集中する地域性を生かした魅力ある環境づくりを推進します。

主な取組

重点 ① **幼（保）・小・中・高連携の推進**

小高区の文教ゾーンを生かした幼（保）・小・中・高連携による切れ目のない接続的な教育を推進します。

取組方針（4） 学校図書館及び図書館教育の充実を推進します。

児童生徒が読書や調べ学習の楽しさを実感できるようにするための魅力ある図書館資料を整備し、学校図書館の質を高め、学校教育活動全般における学校図書館の積極的な活用を推進します。

主な取組

重点 ① **学校司書の配置**

各学校に学校司書を配置し、読書活動の推進や主体的な学習活動を支援します。

取組方針（５）　地域の状況に応じた市内小中学校の適正化を推進します。

小中学校の小規模化が進行していることから、本市にとって望ましい学校規模や教育環境整備について保護者や地域住民と一体となって検討し、教育効果の向上と魅力ある教育環境の整備を推進します。

主な取組

重点

①　公立学校適正化計画の推進

公立学校適正化計画に基づき、地域との合意形成を図りながら、公立学校の適正規模・適正配置に取り組みます。

②　高等教育機関との連携の推進

大学等の幅広い専門的な知見を活用し、各小中学校における魅力と特色ある教育分野を構築し、各学級及び児童生徒の自主的な学習意欲の醸成を図ります。

施策３　学びの環境整備・充実

成果指標名　―　学校に行くのが楽しいと回答する児童生徒の割合

現状値（令和元年度）　小学校５年生 93.0%　中学校２年生 79.0%　▷▷▷▷　目標値（令和５年度）　小学校５年生 **95.0%**　中学校２年生 **85.0%**

成果指標名　―　関係団体との通学路の合同点検回数

現状値（平成 30 年度）　年１回　▷▷▷▷　目標値（令和５年度）　**年１回**

成果指標名　―　本市の教育（経済的支援等）について、「満足」「やや満足」と回答する一般市民の割合

現状値（令和元年度）　一般市民　18.6%　▷▷▷▷　目標値（令和５年度）　**一般市民　22.6%**

取組方針（１）　学校・地域・保護者が一体となった学校づくりを推進します。

保護者や地域住民に説明責任を果たすとともに地域住民の力を学校運営に効果的に反映できるよう地域に開かれた学校づくりを推進します。

主な取組

重点　①　**地域とともにある学校づくりの推進**

学校・家庭・地域が連携・協力した学校づくりを推進し、コミュニティスクールなど地域全体で子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

取組方針（２）　地域と連携した登下校の安全確保や安全な通学手段を確保します。

子どもたちが安全で安心して生活できるよう、学校安全ボランティア等、地域と一体となった安全・安心の環境づくりを推進します。

主な取組

①　**通学路等の安全確保**

学校とＰＴＡ組織や地域、関係機関が連携し、定期的に通学路点検を行うなど児童生徒が事故や犯罪に巻き込まれないよう安全確保に努めます。

重点 ② **通学バス等の運行**

遠距離通学児童生徒の通学を支援するため、通学バス等を運行します。

③ **防災安全教育の推進**

校内における防災教育や交通安全教室を通して、日常の学校生活等での安全に関する指導を行います。

取組方針（3） 学校施設の環境整備・改善に取り組みます。

児童生徒に安全・安心な教育環境を提供するため、学校施設の適切な保全管理を行います。また老朽化施設の長寿命化を図るため、計画的な改修・修繕を行います。

主な取組

① **老朽化施設の改修**

計画的に学校施設の改修・修繕・維持管理を行い、教育環境の安全性を確保します。

② **校庭の表土改善と雨水排水対策**

校庭に埋設されている除染除去土壌について、安全かつ速やかに仮置き場に搬出することと併せ雨水排水対策を実施し、校庭の環境改善を図ります。

重点 ③ **トイレ洋式化の促進**

生活様式の変化に応じた快適な学習環境を確保するため、計画的にトイレの洋式化を促進します。

取組方針（4） 安全・安心な学校給食を安定的に供給できる体制を整備します。

学校給食の充実を通して、成長期である子どもたちが心身ともに健康でいられるよう、安全・安心で、楽しみと栄養バランスのとれた学校給食を安定的に提供します。

主な取組

① **給食の検査体制の確保**

安全・安心な給食を供給するため、事前検査・事後検査を実施・支援します。

重点 ② **魅力ある給食の提供**

地域性や季節感を大切にした行事食の提供や、楽しみと栄養バランスのとれた心に残る給食を提供します。

③ **学校給食提供体制の検討**

学校給食の運営方式について、単独校調理場方式や共同調理場方式など、給食センターの整備等を視野に入れ、今後の学校給食提供体制に関する方向性を具体化していきます。

取組方針（5） 学びのセーフティネットとしての支援に取り組みます。

教育の機会均等のため、家庭の経済状況によって大学等への進学を断念することがないよう、必要な支援を行います。

主な取組

重点 ① **みらい育成修学資金の給付**

修学の機会確保と学ぶ意欲の向上のため、大学で学ぶ方のうち、経済的理由により修学が困難な方に修学資金を給付します。

重点 ② **みらい育成修学資金の貸付**

高等学校、大学・短大・高等専門学校・専修学校で学ぶ方に育英資金の貸付を行うとともに、一定の要件を満たした場合に、貸付金の返還を一部免除します。

学校教育

施策１　豊かな心と体の育成
施策２　教育水準の向上
施策３　学びの環境整備・充実

生涯学習・スポーツ

施策１　生涯学習の充実
施策２　芸術文化の充実
施策３　スポーツの振興

文　化

施策１　文化遺産の整備・活用
施策２　ふるさと教育の充実
施策３　地域文化の継承

幼児教育

施策１　幼児教育の充実
施策２　子育て環境の充実

生涯学習・スポーツ

施策１　生涯学習の充実

成果指標名　―　生涯学習関連事業の延べ参加人数

現状値（平成 30 年度）		目標値（令和５年度）	
14,123 人	▷▷▷▷	14,200 人	⇗

成果指標名　―　図書館の利用者数

現状値（平成 30 年度）		目標値（令和５年度）	
92,333 人	▷▷▷▷	97,000 人	⇗

取組方針（１）　市民が生涯にわたって学ぶことができる環境を整備します。

子どもから高齢者まで生涯各期に応じた学習プログラムの充実を図るため、幅広い学習ニーズを的確に捉え、各生涯学習センターの特性に合わせた講座等の開催や、市民の自主的な学習活動を支援するとともに、地域活動の拠点として生涯学習施設の充実を図ります。

主な取組

重点　①　**地域活動の拠点となる生涯学習施設の充実**

生涯学習センターが地域の核となり、市民が集う交流の場として、様々な活動をとおし人との繋がりを持ち、地域住民が中心となり活動の輪を広げていくため、地域に根差した生涯学習施設の充実を図ります。

重点　②　**講座や教室、市民ボランティア等による出前講座の実施**

市民の生涯学習活動の充実を図るため、生涯学習センター等において、市民のニーズに応じた学習の機会と情報を提供するとともに、地域の指導候補者が活躍できる環境づくりを推進し、既存の生涯学習団体の活動を支援します。

重点　③　**中学生職場体験等への活動支援**

市内の中学校が授業の一環として実施する職場体験・福祉体験を通し、

社会人・職業人としての自立促進を図るため、中学生の受入事業所の調査を行い活動支援に取り組みます。

取組方針（2）　子育て世代や青壮年層が参加しやすい生涯学習機会の充実を図ります。

親子や青少年など若年層の参加を促進するため、学習ニーズに応じたネットワーク構築に重点を置き、体験型講座など幅広く「学べる」生涯学習に取り組みます。

主な取組

重点　①　**親子・家族を対象とした体験型講座の実施**

子どもの学習意欲の向上と好奇心の育成を継続するため、「見て」「知る」ことができる自然体験活動や施設見学、料理作りなど互いに協力することの大切さを学ぶ機会を提供します。

重点　②　**家庭教育に関する講座への支援**

子どもの基本的な生活習慣や生活能力を学ぶ機会を提供するため、小学校が実施する就学児童子育て講座や子育てサークル・企業等が実施する講座に要する経費を支援します。

取組方針（3）　読書活動の推進と図書館資料の充実を図ります。

図書館資料を容易に活用できる読書環境を整えるため、子どもから高齢者までのあらゆる世代へ向けた読書活動の推進を図ります。

主な取組

①　**障がいに対応した資料の整備**

障がい及び加齢などにより活字を読みにくい方に対応した音声データ、大活字本、触る絵本を整備します。

重点　②　**移動図書館車の運行**

移動図書館車を運行し、読書環境の充実を図ります。

③　**学校図書館への支援**

学校図書館における自由な読書活動の推進や主体的な学習活動を支援するため、学校司書への研修など支援体制の充実を図ります。

施策２　芸術文化の充実

成果指標名　―　芸術イベントの開催件数

現状値（平成 30 年度）	64 件	▷▷▷▷	目標値（令和５年度）	81 件 ↗

取組方針（１）　芸術文化活動が行いやすく、参加しやすい環境を整備します。

地域のより身近な場所で芸術文化に触れることができる環境を提供するため、市民ニーズを的確に捉え、体験事業や鑑賞事業の充実を図ります。

主な取組

①　文化施設の整備

市民文化会館の長寿命化を図るため、計画的に設備及び備品の更新を行い、利用者が安全安心に利用できる環境を整備します。

重点　**②　芸術文化団体や個人の活動支援**

市民の自主的な芸術文化活動の活性化及び育成・振興を図るため、芸術文化の普及・発表会等を行う団体等の取組に要する経費について支援します。

取組方針（２）　身近に芸術文化に触れることのできる環境づくりを推進します。

芸術文化財産及び資源を生かしたまちづくりの推進を図るため、人・歴史・文化・地域など、潜在的に持つ財産・資源を掘り起し、市民が自主的に企画・開催できるような場を提供します。

主な取組

重点　**①　文化芸術祭の開催**

市民が芸術文化に触れる機会の充実化を図るため、地域の文化芸術資源を活用した市民参加型の芸術祭等を開催します。

重点　**②　総合美術展覧会の開催**

地域において芸術活動を行っている団体や市内の子どもたちの創作意欲を促し、美術の振興と情操の育成を図るため、魅力を付加した市民主体の展覧会を開催します。

③ 市民文化会館の利活用

芸術文化活動の拠点である市民文化会館において様々な公演や舞台芸術を通し、地域住民の方々が創作や発表など文化活動の裾野を広げ交流を深めていけるよう、施設の利便性の向上や機能の充実を図り、優れた文化芸術の鑑賞の機会の充実を図ります。

施策３　スポーツの振興

成果指標名　―　スポーツ施設の利用者数

現状値（平成 30 年度）	366,233 人	▷▷▷▷	目標値（令和５年度）	375,000 人 ↗

成果指標名　―　スポーツ団体（市体育協会、市レクリエーション協会、市スポーツ少年団）への加入者数

現状値（平成 30 年度）	4,924 人	▷▷▷▷	目標値（令和５年度）	5,369 人 ↗

成果指標名　―　市総合体育大会への参加者数

現状値（平成 30 年度）	2,317 人	▷▷▷▷	目標値（令和５年度）	2,608 人 ↗

取組方針（１）　スポーツ活動が継続的に実践できるようスポーツ機会の拡充を図ります。

市民一人ひとりのスポーツへの主体的な取組を基本としつつ、スポーツニーズや期待を的確に捉え、市民がスポーツ活動を継続的に実践できるよう、スポーツに親しむ機会の拡充を図るため、各種スポーツ大会開催等への支援を行います。

主な取組

重点

① スポーツ機会の提供

全ての市民が継続的にスポーツ活動を行えるよう、市民のスポーツに対するニーズや期待を的確に捉え、多様化するスポーツに対応した設備を整え、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境の整備を図ります。また、年代や性別にかかわらず市民のだれもが参加しやすい各種スポーツ大会や教室の開催等、スポーツ機会の提供に取り組みます。

重点 ② **気軽に楽しめるスポーツの推進**

レクリエーション協会への支援を継続し、市民のだれもが気軽に楽しめるスポーツ活動を推進します。

③ **市民の体力・運動能力の向上**

家庭や地域が連携・協働し、体を動かすことの重要性について意識啓発を進めるとともに、各種スポーツ団体との連携により、さまざまなスポーツを体験できる環境をつくり、習慣的に運動をする意欲や能力の育成に取り組みます。

④ **スポーツの情報提供**

大会・イベント開催や施設の利用等、スポーツに関する各種情報を、市の広報誌やホームページ、ＳＮＳ、みなみそうまチャンネル等を活用し、広く市民に提供することで、市民のスポーツ活動の啓発に取り組みます。

取組方針（２） 各種スポーツ団体の強化と指導者の育成に取り組みます。

市体育協会に加盟する団体の組織力の向上や、選手・指導者の育成に繋がる事業を支援するとともに、選手の上位大会出場に対する支援を行います。

主な取組

重点 ① **組織力の向上**

選手の強化育成のため、各種スポーツ団体に対する支援や関係機関との連携の促進を図り、組織力の向上に取り組みます。

重点 ② **選手の競技力の向上**

選手の強化育成や指導者の育成に繋がる事業への支援、選手の上位大会出場への支援を図るとともに、強化練習やトップアスリートとの交流等による選手の強化育成に取り組みます。

重点 ③ **スポーツ指導者の育成**

スポーツ少年団指導者やスポーツ推進委員等を各種研修会に派遣し、優れた素質を有する選手を発掘するための手法や指導技術の習得を図るとともに、専門的能力を有する指導者の育成に取り組みます。

取組方針（３）　安心してスポーツ施設を利用できるよう施設の整備や改修に取り組みます。

施設の機能向上や老朽化への対応、付帯設備の整備について検討し、計画的な整備・改修を行います。

主な取組

①　施設機能向上のための整備

利便性が高く、市民のスポーツ活動から県大会等の開催まで活用されている施設は、備品等の設置を含めて機能向上のための整備を図ります。

②　老朽化に対応した整備

本市のスポーツ施設は、全体的に老朽化していることから、その中でも老朽化が著しく利用者の安心安全の確保が急務である施設から修繕等の整備を行います。

また、利用者の減少が著しい施設については、今後の利活用状況を考慮し、現状維持あるいは廃止等の検討を行った上で修繕等を行います。

③　付帯設備の整備

スポーツを通した交流やコミュニケーションを促進する機能など、快適な施設環境でスポーツを楽しんでいただくために、施設の付帯設備の整備を行い利便性の向上を図ります。

取組方針（４）　東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けたホストタウン相手国との相互交流を推進します。

主な取組

①　ホストタウン相手国との交流事業の実施

東日本大震災後、本市に支援をいただいたジブチ共和国、台湾、アメリカ合衆国、大韓民国との交流を実施します。

また、ホストタウンとしての交流制度は令和２年度（2020 年）が中心となりますが、交流によりもたらされる成果をレガシーとしてその後の交流に繋げるよう推進します。

学校教育

施策１　豊かな心と体の育成
施策２　教育水準の向上
施策３　学びの環境整備・充実

生涯学習・スポーツ

施策１　生涯学習の充実
施策２　芸術文化の充実
施策３　スポーツの振興

文　化

施策１　文化遺産の整備・活用
施策２　ふるさと教育の充実
施策３　地域文化の継承

幼児教育

施策１　幼児教育の充実
施策２　子育て環境の充実

文　化

施策１　文化遺産の整備・活用

成果指標名　―　文化財の保護と活用に「満足」「やや満足」と回答する一般市民の割合

現状値（令和元年度）　一般市民　33.9%　▷▷▷▷　目標値（令和５年度）　一般市民　37.9%

取組方針（１）　**文化遺産と周辺環境が一体となった整備事業を計画的に推進し、新たな観光客の誘致や文化遺産に係る市民活動を促進します。**

文化遺産を適切に保存しながら、魅力ある歴史文化を体感できるまちづくりを目指して、市民とともに観光や学習など多様な視点を活かした文化遺産の活用を図ります。

主な取組

① **文化遺産の適切な保存**

文化遺産の適切な保存を行うため、指定文化財の修理等や埋蔵文化財の発掘調査並びに文化財保存活動への支援とともに、未指定文化財を含めた総合的な文化遺産の保存に取り組みます。

重点　② **文化遺産（史跡浦尻貝塚、史跡泉官衙遺跡など）の整備・活用**

史跡浦尻貝塚や史跡泉官衙遺跡などに代表される文化遺産の整備・活用を計画的に進めていきます。また、案内標示を含めた魅力ある観光ルートづくりによる観光客の誘致や文化遺産に係る市民活動を促進するため、文化遺産を活用します。

施策２　ふるさと教育の充実

成果指標名　―　博物館利用者数

現状値（平成 30 年度）	13,308 人	▷▷▷▷	目標値（令和５年度）	13,850 人

成果指標名　―　郷土を愛する心を育む教育に「満足」「やや満足」と回答する一般市民の割合

現状値（令和元年度）	一般市民　21.7%	▷▷▷▷	目標値（令和５年度）	一般市民　31.7%

取組方針（１）　子どもから大人までふるさとの自然、歴史や文化の理解を深める学習機会の提供に努めます。

子どもから大人までの多様なターゲットに向け、地域の自然、歴史に親しみ、学ぶことができる企画展、講座、イベント等を開催し、魅力ある地域文化の醸成を図ります。

主な取組

①　多様な博物館事業の推進

ふるさとの特徴や魅力を伝えるため、野馬追・自然・考古・歴史・民俗に関する企画展示や各種講座・体験学習を開催し、市民の多様な学習意欲に応えます。

②　博物館常設展示の見直し

平成 7 年の開館から 20 年以上が経過したことから、新たな知見や情報を加えた常設展示の見直しを行います。

取組方針（２）　ふるさとに継承される報徳精神を活かしたまちづくり、ひとづくりを進めるため、報徳仕法の学びの場を充実します。

ふるさとづくりの指針として江戸時代の災害からの復興に大きな功績があった報徳仕法の多様な学びの場の創出に取り組みます。

主な取組

重点

①　報徳仕法に係る学習機会の提供

報徳精神を継承し、現代的視点で見つめ直して、「心豊かなまちづくり・ひとづくり」を進めるため、報徳仕法に関する学習機会を提供します。

施策３　地域文化の継承

成果指標名　―　民俗芸能団体数

現状値（平成 30 年度）	62 団体	▷▷▷▷	目標値（令和５年度）	62 団体

取組方針（１）　民俗芸能や相馬野馬追の継承と活動の活性化に向けた支援、新たな保存伝承の仕組みづくりに取り組みます。

地域活動や学校教育と連携し、民俗芸能など伝統文化の継承を支援し、地域の民俗を後世に伝えます。

主な取組

重点

①　民俗芸能の継承や活動への支援

民俗芸能発表会を開催するとともに、相馬流山踊等の民俗芸能の保存伝承に取り組む団体の活動経費について支援します。

②　相馬野馬追の継承や活動への支援

相馬野馬追の原点である「野馬懸」を後世へ伝承するため、「お小人」の育成などの環境整備を支援します。

取組方針（２）　震災資料を含めた歴史・民俗資料を適切に収集・保存し、学校教育や生涯学習への活用を推進します。

東日本大震災に関連する貴重な資料を「地域の歴史」として後世に伝承するため、適切な保存・活用に取り組みます。

主な取組

重点

①　震災資料を含めた歴史・民俗資料等の適切な収集・保存

震災資料を含めた歴史資料や民俗資料を適切に収集・保存するため、文化財資料収蔵施設を整備します。

②　東日本大震災記録誌の編さん

東日本大震災関連の事象・資料を網羅する「震災記録誌」を刊行し、学校教育（防災教育）や生涯学習（出前講座）で活用します。

学校教育

施策１　豊かな心と体の育成
施策２　教育水準の向上
施策３　学びの環境整備・充実

生涯学習・スポーツ

施策１　生涯学習の充実
施策２　芸術文化の充実
施策３　スポーツの振興

文　化

施策１　文化遺産の整備・活用
施策２　ふるさと教育の充実
施策３　地域文化の継承

幼児教育

施策１　幼児教育の充実
施策２　子育て環境の充実

幼児教育

施策１　幼児教育の充実

成果指標名　―　待機児童数

現状値（令和元年度）　29 人　▷▷▷▷　目標値（令和５年度）　**０人**

成果指標名　―　幼稚園・保育園における幼児教育の充実に、「満足」「やや満足」と回答する一般市民の割合

現状値（令和元年度）　一般市民　18.6%　▷▷▷▷　目標値（令和５年度）　**一般市民　22.6%**

取組方針（１）　園児の可能性や特性を引き出す幼児教育を推進します。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な幼児期において、幼児期の発達と特性を踏まえて質の高い幼児教育を推進するとともに、小学校との更なる連携を目指します。

主な取組

重点

①　幼児教育プログラムの推進

子どもの可能性や特性を引き出すような情操教育、体力増進等を中心とした幼児教育を充実させ、元気あふれる幼児の育成を推進します。

②　小学校との交流事業の推進

幼稚園・保育園から小学校への円滑な接続を図るため、園児と児童の交流や小学校の見学等を行い、切れ目のない接続を推進します。

③　小学校教諭との合同研修事業の実施

小学校と幼稚園・保育園の引継ぎ担当職員を配置し、就学時の引継ぎに関する研修会や意見交換会を実施します。

取組方針（2）　私立・公立保育園（所）・幼稚園等のあり方を検討します。

市内の幼児教育を取り巻く状況や将来の保育需要の予測を踏まえ、私立施設と公立施設の役割分担や公立施設の適正規模について検討します。

主な取組

①　計画の推進

幼稚園・保育園等のあり方に関する計画に基づき、取組を推進します。

取組方針（3）　保護者の経済的負担の軽減を図ります。

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、市独自の保育料の無料化に取り組みます。

主な取組

①　幼稚園授業料・保育園保育料の無料化継続

幼稚園授業料や保育園等保育料の無料化を継続し、子どもを産み育てやすい子育て環境の充実を図ります。

取組方針（4）　保育士・幼稚園教諭等の人材確保に取り組みます。

不足する保育士・幼稚園教諭等の人材確保を図るため、保育士・幼稚園教諭等の養成学校へ修学する方への就学資金の貸付や市内保育施設で雇用する保育士の宿舎借り上げの補助を実施します。

主な取組

重点　**①　保育士等確保のための修学資金の貸付**

保育士・幼稚園教諭等の養成施設に修学を希望する方のうち、卒業後すぐに市内の私立認可保育施設で業務に従事する予定の方に対して、修学資金を貸し付けます。

また、貸付期間と同じ年月勤続した場合は、貸付金の返済を免除します。

重点　**②　保育士・幼稚園教諭等への支援**

保育士・幼稚園教諭等の宿舎を借り上げるための費用や、保育支援員の配置に要する費用について支援します。

施策２　子育て環境の充実

成果指標名　―　放課後児童クラブ待機児童数

現状値（令和元年度）		目標値（令和５年度）	
８人	▷▷▷▷	０人	

成果指標名　―　子育て応援Ｗｅｂサイトのアクセス数

現状値（令和元年度）		目標値（令和５年度）	
26,674 件	▷▷▷▷	37,000 件	↗

取組方針（１）　多様化する子育て家庭のニーズに対応します。

市民が安心して子育てをすることができるように、多様化した子育て家庭ニーズに対応する環境整備に取り組みます。

主な取組

①　放課後児童支援員の確保

放課後児童クラブの待機児童を解消するため、放課後児童支援員を確保します。

②　児童クラブの増設

放課後児童クラブの待機児童を解消するため、放課後児童クラブを増設します。

③　一時預かり保育の実施

保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消を図るため、一時的な保育需要に対応します。

④　適切な施設管理

安全・安心な保育環境を提供するため、適切な施設管理を行います。

取組方針(2)　子育てに関する相談・支援体制や情報発信の充実を図ります。

相談・支援体制の充実や子育て世代への情報発信により、保護者が子育て相談できる環境の整備に取り組みます。

主な取組

①　育児不安等への相談・支援

子育てに対する相談や育児講座の開催、育児サークルの支援を行います。

②　子育て応援 Web サイトの内容充実

子育てに関する行政情報や各種子育て支援団体による情報を一元的に発信・収集する子育て応援 Web サイト「げんきッズ！！ネット」が、更に子育て世帯の情報ツールとして活用されるよう、内容の充実を図ります。

取組方針(3)　子育て家庭と地域、子育て支援機関の交流を図ります。

核家族世帯が多いことや、地域のつながりの希薄化による子育て世代の不安等を解消するため、地域全体で子どもと子育て家庭を応援することにより、安心して子育てができる環境整備に取り組みます。

主な取組

①　子育て家庭と地域等との交流

地域との繋がりを持った子育てができるように、子どもと子育て家庭を応援する体制作りを推進する支援事業に対し助成金を交付するとともに、子育て世代が安心して出産・育児ができる環境づくりの支援を行います。

第３章　計画の推進体制

後期計画を着実に推進するために、以下の取組を実施します。

１　実施計画の策定

後期計画を実行性のあるものとし、計画的かつ効率的な事業構築を図るため、個別の事務事業についての具体的な方向性と取組内容を掲げた実施計画を毎年度策定します。

２　特定財源の活用

重点事業については、国、県等の補助制度や教育分野の施策に活用が可能な基金を充当する等、財政担当部局及び基金の所管部局と調整を図りながら、着実な推進に取り組みます。

３　教育行政点検評価

後期計画を着実かつ効果的に推進するためには、定期的な点検と評価が必要です。

この取組として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき毎年度実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、効果的な計画の推進を図ります。

また、点検及び評価の結果を市議会に提出するとともに公表し、説明責任を果たします。

４　庁内・外組織との連携及び協働

後期計画の推進にあたっては、庁内関係部局と横断的に連携を図ります。また、各部局が所管する、南相馬市復興総合計画後期基本計画等に基づく各個別計画との整合性を図ることにより、一体性を持たせます。

また、庁内組織はもとより、国や県をはじめ、家庭・地域・学校や関係団体と連携し、各種施策を推進します。

５　社会状況等の変化による見直し

急速に変化する社会情勢の中にあって、国の制度改正や新たに生じる課題を迅速に把握したうえで、後期計画に掲げた取組の見直しや新たな取組の実施など、必要に応じ適宜見直しを行います。

資 料 編

1　成果指標一覧 …… 68
2　南相馬市の将来人口と地区別人口 …… 72
3　南相馬市の教育に関する現況 …… 74
4　教育に関するアンケート調査結果 …… 80
5　教育振興基本計画策定委員会設置要綱 …… 86
6　教育振興基本計画策定委員会委員名簿
　教育委員会事務局・市民生活部・こども未来部職員名簿 …… 88
7　教育振興基本計画策定庁内会議委員名簿 …… 89
8　教育振興基本計画策定経過 …… 90
用語集 …… 91

1　成果指標一覧

分野	施策	成果指標名	現状値	目標値 （令和５年度）
1　学校教育	①豊かな心と体の育成	学級生活に満足している児童生徒の割合 【hyper-QU 検査】	58.0% （平成 30 年 6 月）	60%
		「南相馬市の自慢できるところ」や「好きなところ」について「ある」または「少しある」と回答する児童生徒の割合 【教育に関するアンケート調査】	小５　58.5% 中２　51.4% （令和元年 6 月）	小５　62.5% 中２　55.4%
		新体力テストにおける上位評定者の割合 【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】	小５　38.2% 中２　45.8% （令和元年 6 月）	小５　45.0% 中２　52.0%
	②教育水準の向上	学習意欲が高い児童生徒の割合 【学習適応検査】	小５　38.0% 中２　55.0% （令和元年 6 月）	小５　45.0% 中２　55.0%
		全国学力・学習状況調査における標準化得点 【全国学力・学習状況調査】	小６　101 中３　98 （平成 31 年 4 月）	小６　103 中３　101
		学校図書１人当たりの貸出冊数（年間）	26.1 冊 （平成 31 年 3 月）	31.0 冊
	③学びの環境整備・充実	学校に行くのが楽しいと回答する児童生徒の割合 【学習適応検査】	小５　93.0% 中２　79.0% （令和元年 6 月）	小５　95.0% 中２　85.0%
		関係団体との通学路の合同点検回数	年１回 （平成 31 年 3 月）	年１回
		本市の教育（経済的支援等）について、「満足」「やや満足」と回答する一般市民の割合【教育に関するアンケート調査】	一般市民　18.6% （平成 31 年 4 月）	一般市民　22.6%
2　生涯学習・スポーツ	①生涯学習の充実	生涯学習関連事業の延べ参加人数	14,123 人 (平成 31 年 3 月末)	14,200 人
		図書館の利用者数	92,333 人 (平成 31 年 3 月末)	97,000 人
	②芸術文化の充実	芸術イベントの開催件数	64 件 (平成 31 年 3 月末)	81 件
	③スポーツの振興	スポーツ施設の利用者数	366,233 人 (平成 31 年 3 月末)	375,000 人
		スポーツ団体への加入者数 （市体育協会、市レクリエーション協会、市スポーツ少年団）	4,924 人 (平成 31 年 3 月末)	5,369 人
		市総合体育大会への参加者数	2,317 人 (平成 31 年 3 月末)	2,608 人

目標値（令和５年度）の考え方	該当頁
毎年、クラス替えがあり、学級生活に対する満足度が年ごとに変化する中で、過半数の児童生徒が学級生活に満足している状況を持続することとし、目標値を 60%に設定。※全国平均値が 39%に対し、平成 30 年度から調査開始した hyper-QU 検査の結果では 58%と大きく全国平均値を上回っているものの、実績データが少ないため目標値を 60%に設定。	40
現状値を上回る、直近年度をベースに毎年度 1.0 ポイント増を目標として設定。	40
新体力テストの結果について、５段階評定（A～E）のうち上位２段階（A、B）の児童生徒の割合を年間 2%以上増加させることを目指すもの。（後期計画期間 4 年間の最終年度の成果は翌年度の新体力テスト結果によるため 3 年分 6%以上とした）	40
本検査の総合指標である AAI 偏差値判定について、小 5 は現状 38%(5 段階評定で「2」)を 45%(5 段階評定で「3」)と 5 段階評定の 1 ランクアップを目指す。また、中 2 は現状 55%(5 段階評定で「4」)と現状を維持する。	42
現状の児童生徒の学力で全国平均を 100（指数）として、毎年度１ポイントアップすることを目指すもの。（標準化得点 103 は全国トップレベル）（後期計画期間 4 年間の最終年度の成果は翌年度の全国学力・学習状況調査結果によるため 3 年分 3%とした）	42
学校生活は長期休業期間を除くと概ね 10 か月程度となり、現状では 1 か月あたり 2.6 冊程度の貸出となっている。計画期間中最終年度の貸出冊数について、現状より 1 か月あたり 0.5 冊増の 3.1 冊とし、年間 31 冊を目標とする。	42
小 5 については、現状値が全国平均より非常に高い数値であることから、現状維持以上(93→95)を目指すもの。中 2 について全国平均値より高い数値であることから、年 2%増(79→85)を目指すもの。	46
現状値以上を目標として設定。※関係団体：磐城国道事務所・警察署・相双建設事務所・小学校長会・市。	46
現状値を上回る、直近年度をベースに毎年度 1.0 ポイント増を目標として設定。	46
直近 2 か年の参加人数の推移を基に設定。さらに休日・夜間の講座の実施により直近の数値を上回る状態を目指すもの。	50
図書館の利用者数を、毎年度 1%増加させることを目指すもの。中央図書館・小高図書館・鹿島図書館に加え、移動図書館車導入後の過去２年間(平成 28 年度…89,742 人、平成 29 年度…91,107 人)の増加率 1%増を基に目標値を設定。	50
過去 2 か年の平均増加件数（3 件）が毎年度増加することとし設定した。	52
現在の施設利用者に加え、毎年、高齢者人口の 10%の利用者増を目標として設定。※平成 30 年 11 月末の高齢者（60～75 歳）の住民基本台帳人口約 16,000 人を基に目標値を計算。	53
スポーツ団体加入者数を 5%以上増加させることを目指すもの。過去実績の伸び率年間 1%を基に目標値を設定した。	53
市が主催する市総合体育大会参加者数を毎年１%以上増加させることを目指すもの。スポーツ団体加入者数の過去実績の伸び率が 1%であることから、スポーツ団体加入者数増加人数に応じて市総合体育大会への参加者数が増加すると見込み目標値を設定した。	53

分野	施策	成果指標名	現状値	目標値 （令和５年度）
３　文　　化	①文化遺産の整備・活用	文化財の保護と活用に「満足」「やや満足」と回答する一般市民の割合【教育に関するアンケート調査】	一般市民　33.9% （令和元年 6 月）	一般市民　37.9%
	②ふるさと教育の充実	博物館の利用者数	13,308 人 (平成 31 年 3 月末)	13,850 人
		郷土を愛する心を育む教育に「満足」「やや満足」と回答する一般市民の割合【教育に関するアンケート調査】	一般市民　21.7% （令和元年 6 月）	一般市民　31.7%
	③地域文化の継承	民俗芸能団体数	62 団体 (平成 31 年 3 月末)	62 団体
４　幼児教育	①幼児教育の充実	待機児童数	29 人 (平成 31 年 4 月)	0 人
		幼稚園・保育園における幼児教育の充実に、「満足」「やや満足」と回答する一般市民の割合【教育に関するアンケート調査】	一般市民　18.6% （平成 31 年 4 月）	一般市民　22.6%
	②子育て環境の充実	放課後児童クラブ待機児童数	8 人 (平成 31 年 4 月)	0 人
		子育て応援 WEB サイトのアクセス数	26,674 件 (平成 31 年 4 月)	37,000 件

目標値（令和５年度）の考え方	該当頁
現状値を上回る、直近年度をベースに毎年度 1.0 ポイント増を目標として設定。	58
博物館の利用者数を毎年度 1%増加させることを目指すもの。直近年度の増加率 1%を基に目標値を設定。	59
現状値を上回る、直近年度をベースに毎年度 2.5 ポイント増を目標として設定。	59
民俗芸能団体数が減少している中、現状値を維持することを目標値として設定する。	60
保育園・認定こども園・地域型保育事業の待機児童の解消を目指すもの。	62
現状値を上回る、直近年度をベースに毎年度 1.0 ポイント増を目標として設定。	62
放課後児童クラブの待機児童の解消を目指すもの。	64
直近年度のアクセス上昇件数 2,000 件／年を上回る目標を設定	64

2　南相馬市の将来人口と地区別人口

（1）人口の推移と推計

・本市の人口は、平成 27 年の国勢調査によると 57,797 人です。

・昭和 5 年から平成 27 年までの人口の推移を見ると、大きな増減がみられますが、昭和 25 年の 80,004 人をピークに減少傾向にあります。特に、東日本大震災で平成 22 年に 70,878 人であった人口が、13,081 人も減少し、57,797 人になりました。

・本市における将来の人口は、令和 5 年が 51,957 人、令和 22 年が 41,103 人と推計されており、人口減少の進展が予測されています。

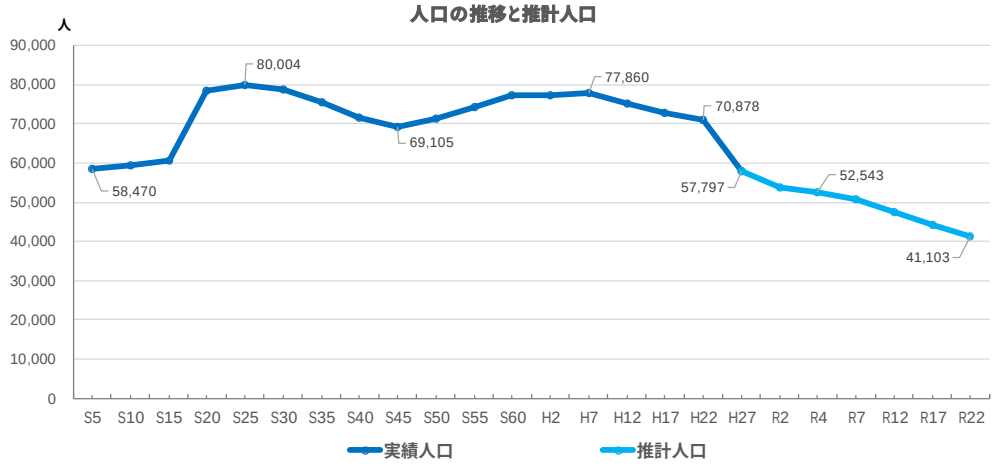

資料：南相馬市人口予測結果（平成 30 年度　南相馬市企画課作成）

（2）年齢３区分別人口構成比の推移と推計

・本市における年齢別人口構成比の推移をみると、昭和 55 年から平成 27 年まで、年少人口比率は減少し、老年人口比率が増加、生産年齢人口比率が減少しています。

・将来は、年少人口比率は令和 2 年から令和 22 年にかけて横ばい、生産年齢人口比率は減少し、老年人口比率は増加するものとされています。将来的には、総人口が減少する中で、年少人口の減少も相対的に進むと見られます。

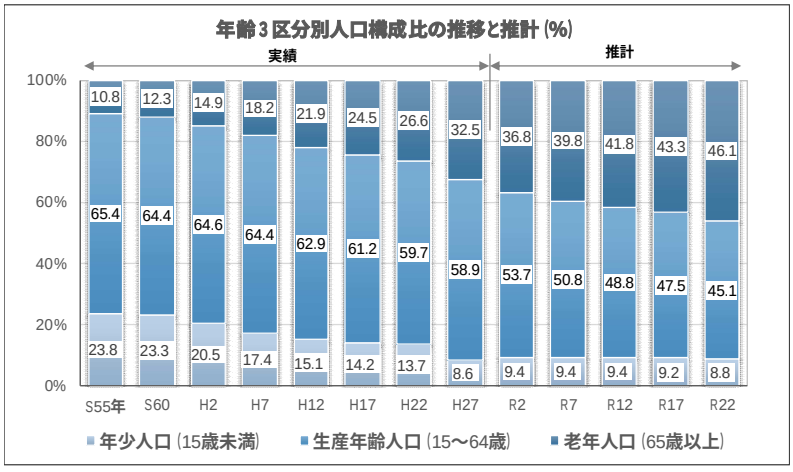

資料：南相馬市人口予測結果（平成 30 年度　南相馬市企画課作成）

（3）人口構造（5歳階級別）の推計

・平成 30 年と令和 22 年の人口構造（ピラミッド）を比べると、今後も少子高齢化が進行するものと推測されます。

・特に、平成 30 年の第１次ベビーブーム世代（65 歳から 69 歳）が、令和 22 年に 85 歳以上となり、その人口が大幅に増加します。その結果、人口構造の形状がつぼ型から逆三角形に変化すると考えられます。

南相馬市の人口構造の推計

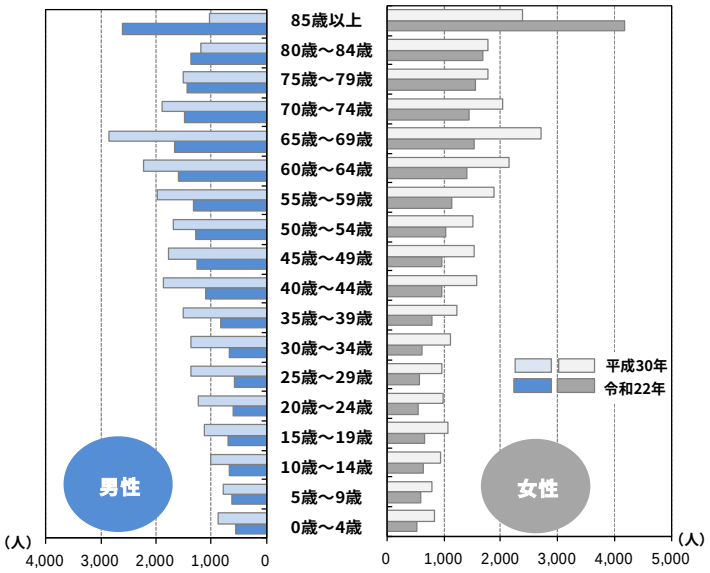

	全体	男性	女性
平成30年	54,487人	27,253人	27,234人
令和22年	41,103人	20,311人	20,792人

※平成30年の人口は、平成30年4月30日現在の居住人口。
令和22年の人口は平成30年4月30日居住人口をベースに令和22年9月末人口を推計したもの。

資料：南相馬市人口予測結果（平成 30 年度南相馬市企画課作成）

（4）地区別人口の推移

・本市の人口は、自然減と社会減に伴い、鹿島区、原町区両区で居住人口が減少しています。

・小高区の居住人口は、平成 28 年 7 月の避難指示解除以降、増加傾向にあります。

・鹿島区、原町区両区の世帯数は増加傾向ですが、小高区の世帯数は減少傾向になっています。

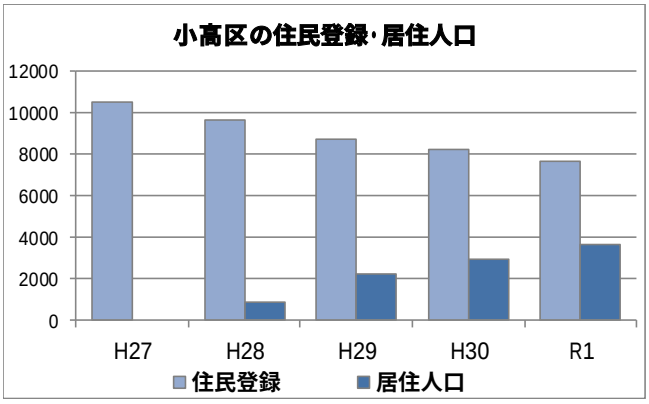

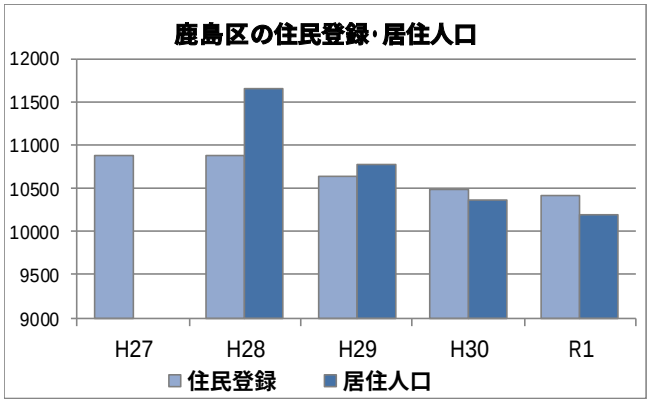

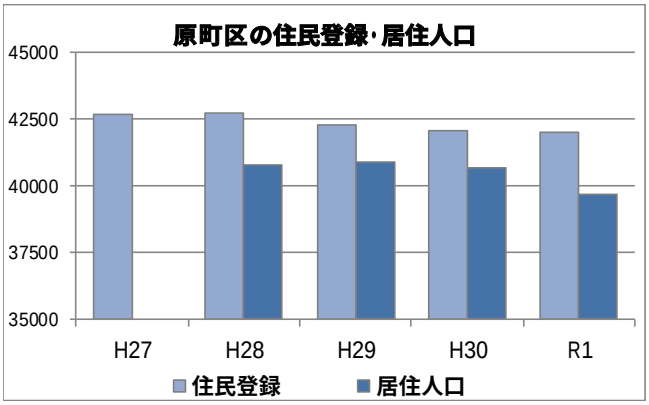

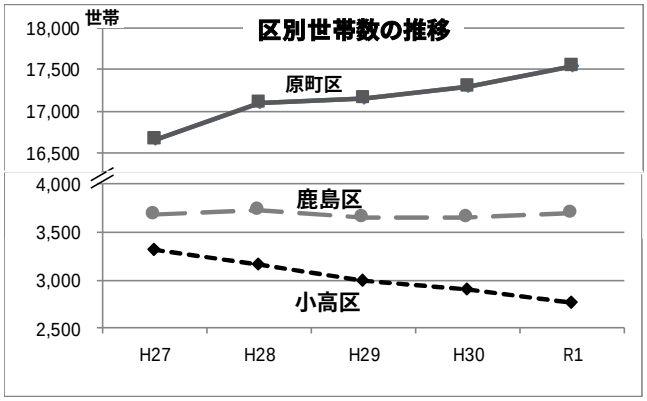

資料：南相馬市住民基本台帳

資料：南相馬市被災者支援課調べ

3　南相馬市の教育に関する現況

（1）就学前の子どもの数と入園状況

・就学前の子どもの数は、減少傾向にあり、特に東日本大震災以降の平成 23～27 年にかけて大幅に減少しています。平成 27 年以降は減少が緩やかになっています。

・幼稚園・保育園の入園者数は、平成 23 年は震災により大幅に減少しましたが、それ以降は増加傾向に転じています。

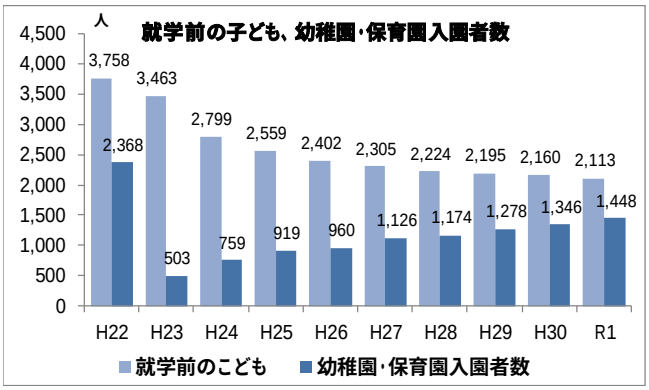

資料：南相馬市こども育成課調べ

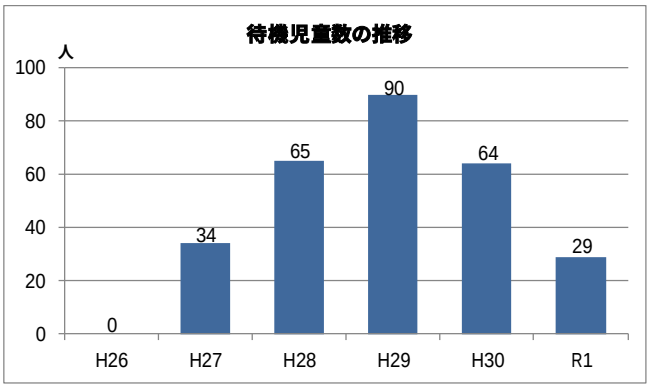

資料：南相馬市こども育成課調べ

（2）児童生徒数の推移

・平成 23 年震災の影響で大幅に減少した後、平成 24 年度以降は避難者の帰還などによって増加しました。小学校は平成 28 年、中学校は平成 27 年をピークにどちらも減少傾向にあります。

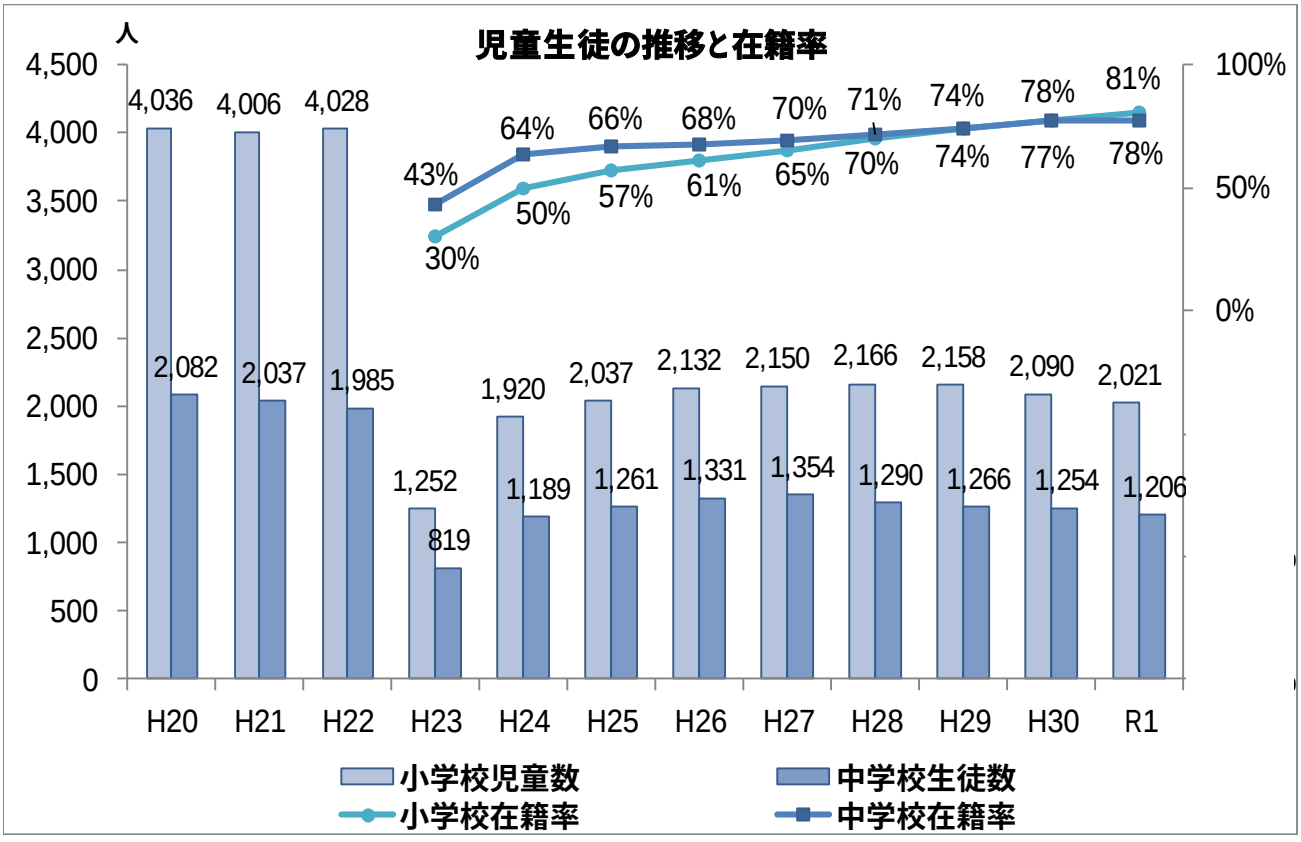

資料：市教委学校教育課調べ

（3）全国学力・学習状況調査

・平成 30 年 4 月に行われた全国学力・学習状況調査の結果では、小学校は、国語、算数、理科で概ね全国平均と同程度でした。中学校は、国語は概ね全国平均と同程度、数学と理科は全国平均を下回りました。これらの結果から、本市の児童生徒の学力は教科によって偏りがある傾向です。

◆平成 26 年度

	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B
小学校 6 年	○	―	―	―

	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B
中学校 3 年	―	△	△	△

〔凡例〕

○　全国平均を上回っている

―　概ね全国平均と同程度

△　全国平均を下回っている

◆平成 30 年度

	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B	理科
小学校 6 年	―	―	―	―	―

	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B	理科
中学校 3 年	―	△	△	△	△

資料：市教委学校教育課調べ

（4）不登校児童・生徒の推移

・平成 30 年度の不登校者数は、小学校が 7 人、中学校が 19 人となっています。

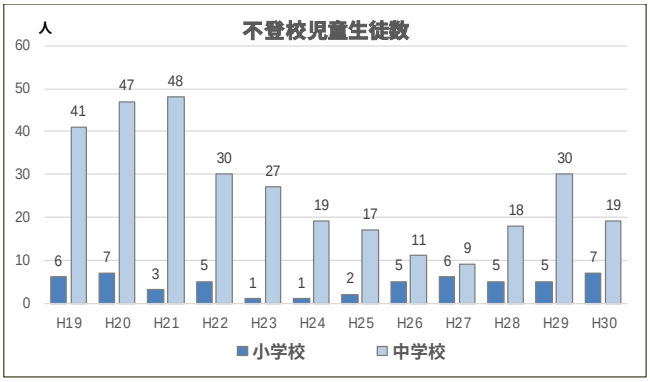

資料：市教委学校教育課調べ

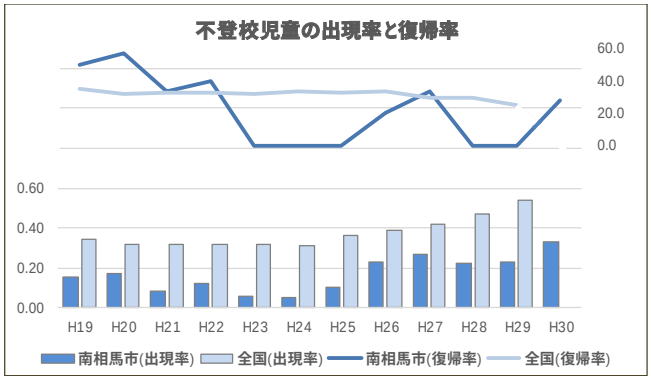

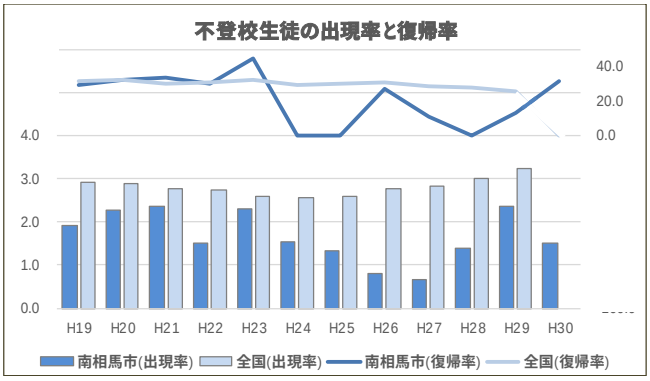

資料：市教委学校教育課調べ

（５）身長、体重、肥満度（平均値）

・小学４年生女子と中学１年生男子の身長は、全国および福島県平均を上回り、小学４年生男子と中学１年生女子の身長は、全国および福島県平均と同程度となっています。

・体重は、小学４年生と中学１年生の男女ともに全国および福島県平均を上回っています。

・肥満度平均値は、小学４年生と中学１年生の男女ともに平成 23 年以降増加していますが、中学１年生男子は平成 24 年度をピークに減少し、平成 30 年度には震災前と同程度になっています。中学１年生女子は、平成 29 年度に大幅に増加しています。

平成３０年度の身長と体重の平均値

		小学4年生		中学1年生	
		男子	女子	男子	女子
身長 (cm)	全国	133.5	133.4	152.8	151.8
	福島県	133.4	133.7	152.9	151.5
	南相馬市	133.3	134.7	154.0	151.9
体重 (kg)	全国	30.5	29.9	44.0	43.6
	福島県	31.6	30.5	44.9	44.7
	南相馬市	32.3	32.4	45.7	45.8

資料：市教委学校教育課調べ

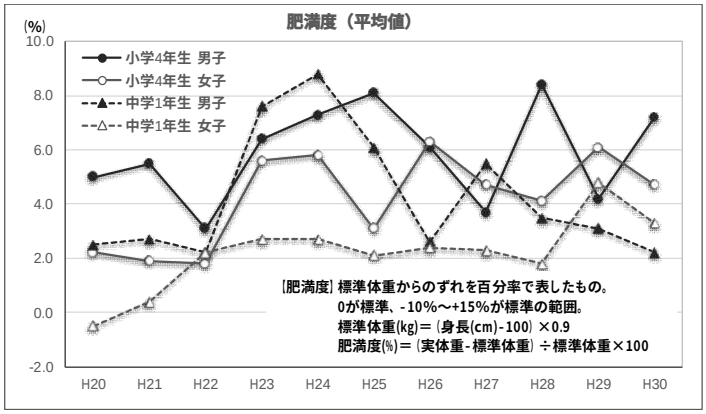

資料：南相馬市教育要覧（小児生活習慣病健康診断より）

（６）体力・運動能力等の総合評価

・体力・運動能力等の総合評価をみると小学生は全国水準よりも高い評価となっていますが、中学生はやや全国水準より低い評価となっています。

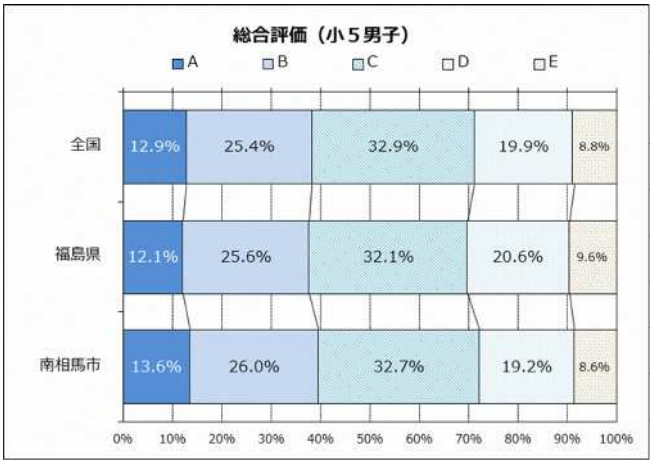

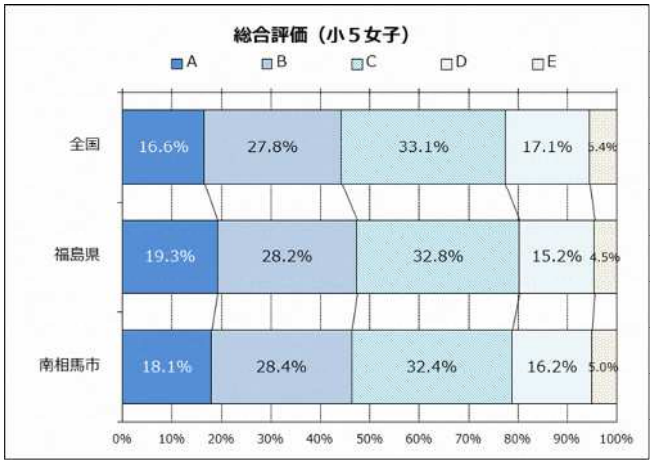

資料：体力・運動能力調査

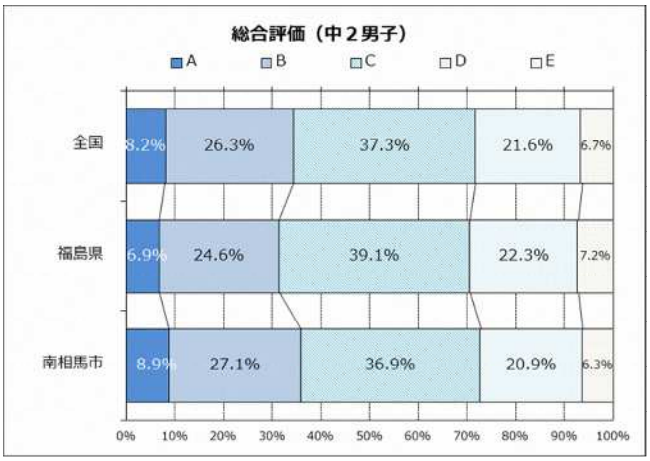

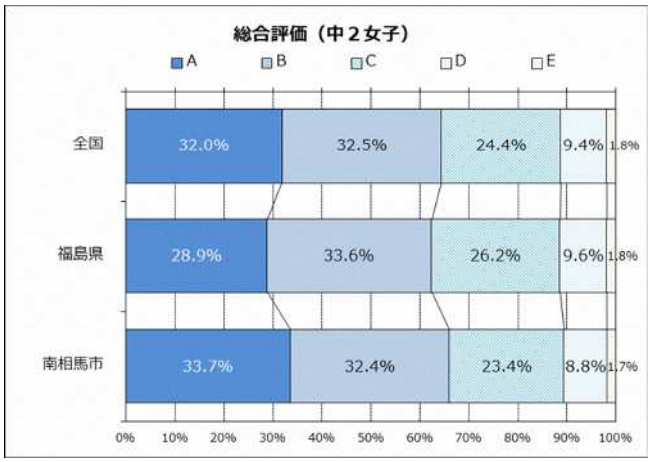

資料：体力・運動能力調査

（7）生涯学習施設等の利用状況

・小高区では、生涯学習センター、小高図書館の利用者数が増加していますが、鹿島区では利用者数が減少傾向にあり、原町区では利用者数は横ばいとなっています。

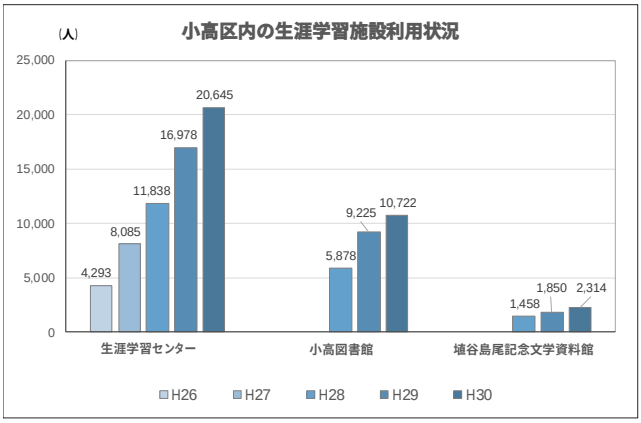

注 8）小高図書館、埴谷島尾記念文学資料館は、震災の影響により H26、H27 は休館。

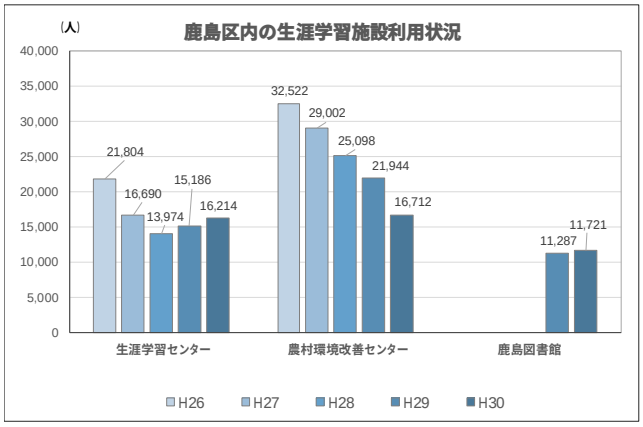

注 9）鹿島図書館の H26、H27、H28 利用状況は未調査。

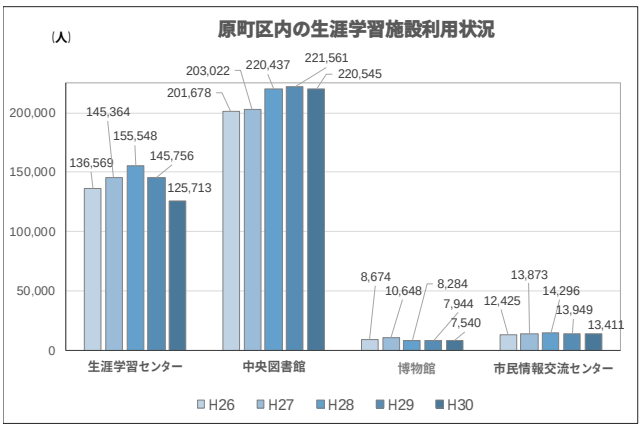

資料：市教委生涯学習課調べ

（8）芸術文化団体数・会員数

・芸術文化活動を行っている団体は、令和元年５月１日現在、60 団体、1,128 人の会員が活動しています。

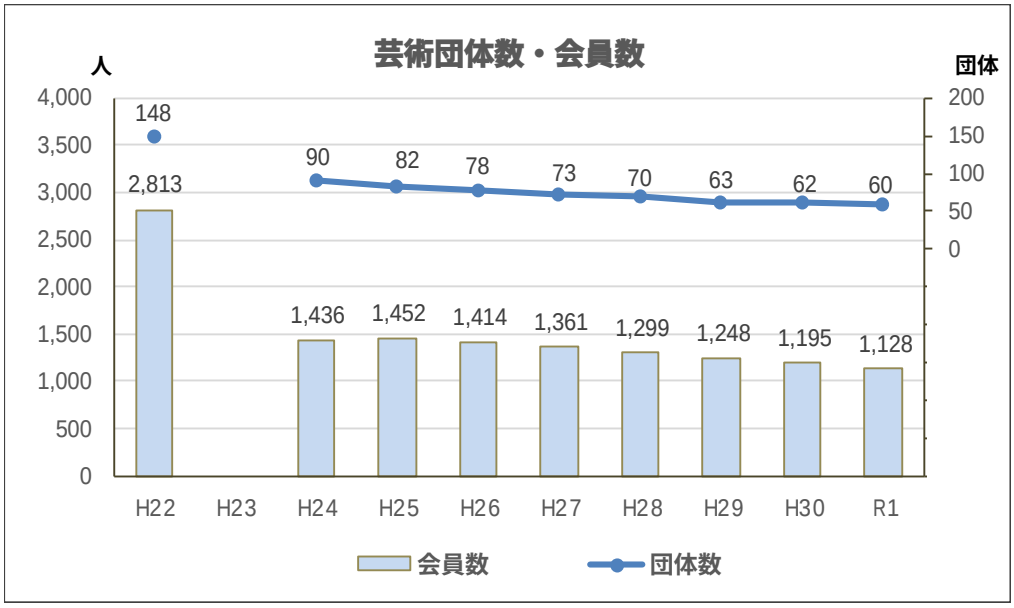

資料：市教委生涯学習課調べ

注 10）平成 23 年度は、震災の影響で活動実績がなく、活動・団体数は不明

（9）スポーツ施設利用者数の状況

・震災の影響で利用休止となっていた施設が再開したことにより、施設の利用者は増加傾向にあります。

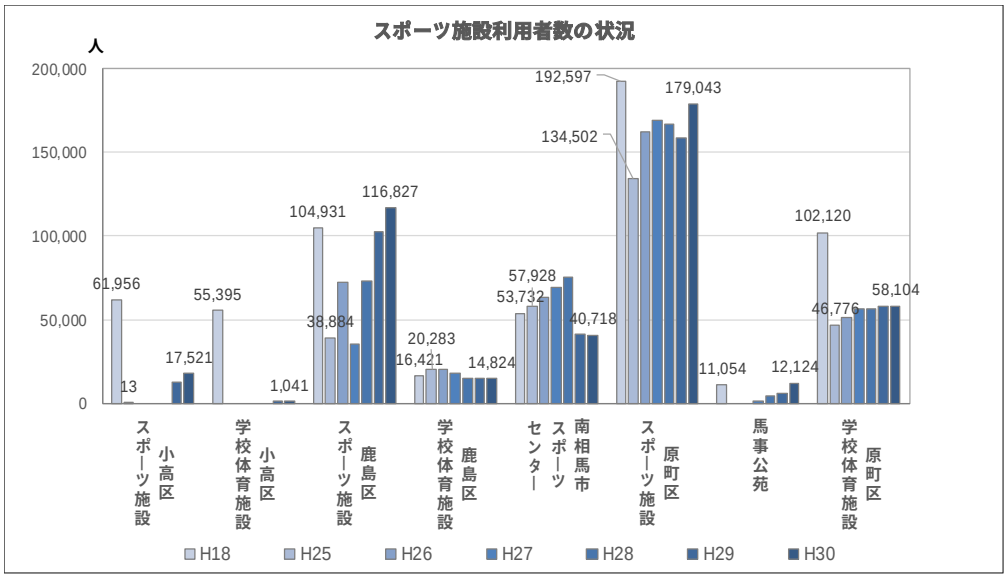

資料：南相馬市スポーツ推進課調べ

（10）文化財の指定状況

・本市の文化財は、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」をはじめとして、国指定文化財 11 件、国登録文化財 17 件、県指定文化財 24 件、市指定文化財 105 件、合計で 157 件となっています。

文化財の指定状況

平成31年4月現在

区　　分	種　　別	件数	（計）
国指定文化財	工芸品	1	（11）
	建造物	1	
	史跡	8	
	重要無形民俗文化財	1	
国登録文化財	建造物	17	（17）
県指定文化財	彫刻	3	（24）
	工芸	4	
	書跡	1	
	考古資料	1	
	史跡	4	
	天然記念物	4	
	重要有形民俗文化財	5	
	重要無形民俗文化財	2	
市指定文化財	有形文化財	48	（105）
	有形民俗文化財	14	
	史跡	22	
	天然記念物	16	
	無形民俗文化財	5	
合計		157	

資料：市教委文化財課調べ

4　教育に関するアンケート調査結果（令和元年度　市教委教育総務課調べ）

（1）小学生・中学生

「行きたくなる学校とは、どんな学校ですか」（３つまで選択）

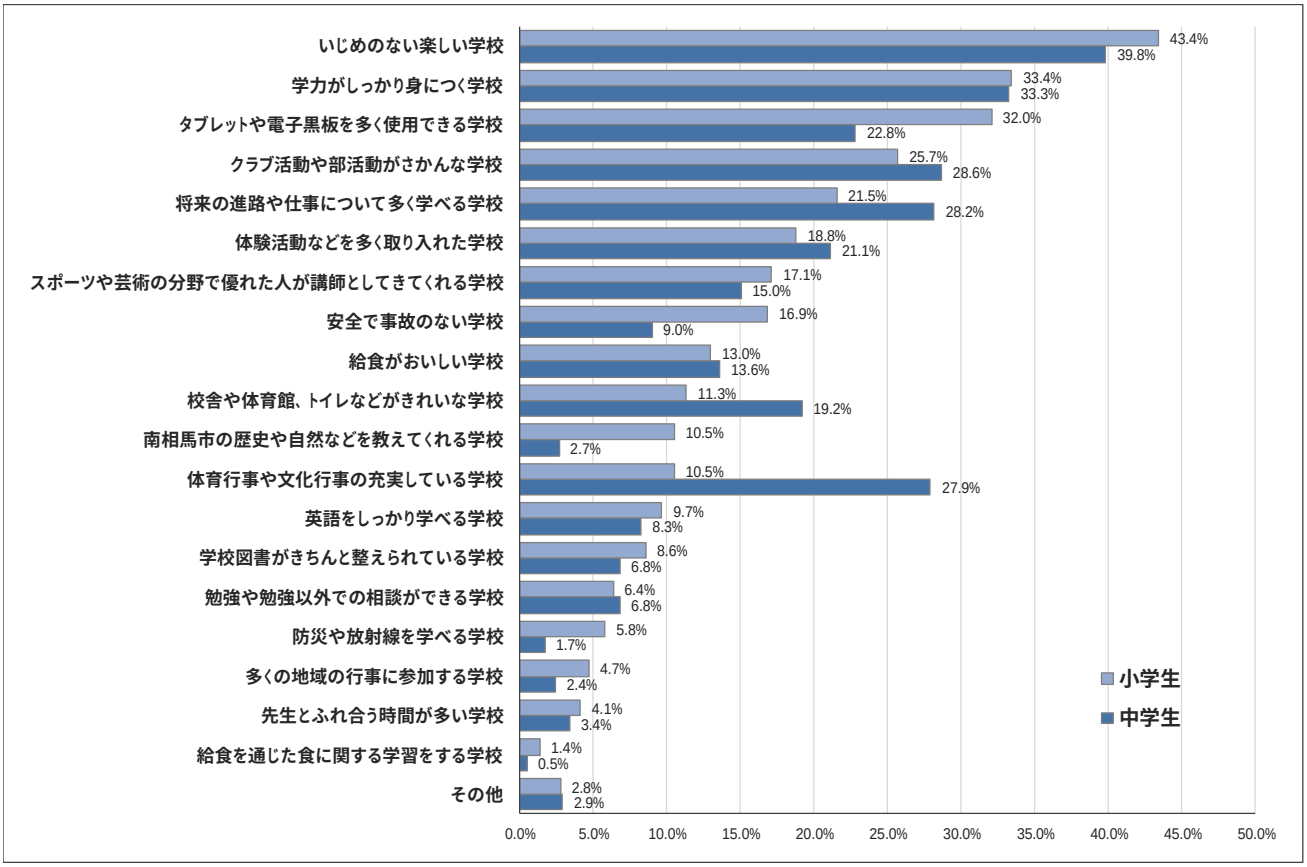

「将来の夢や目標を決めていますか」（１つ選択）

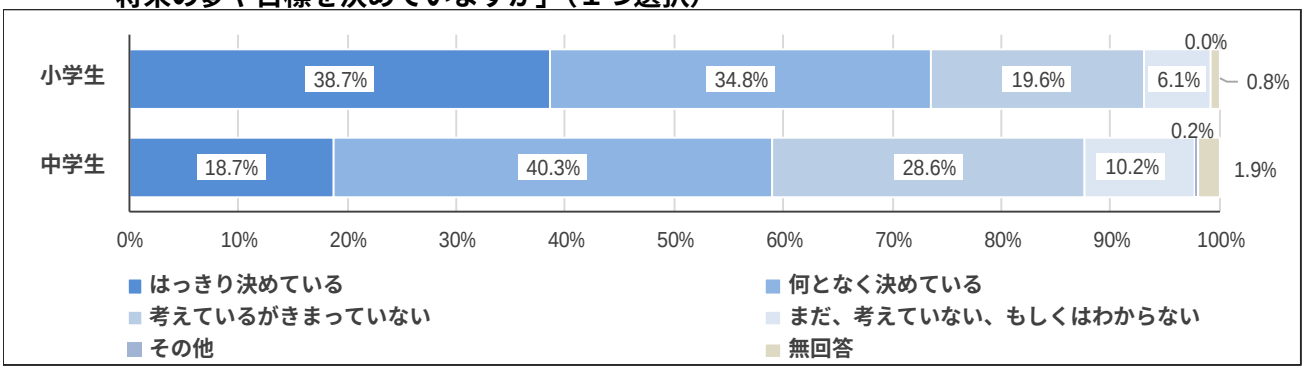

『南相馬市の「自慢できるところ」や「好きなところ」はありますか』（１つ選択）

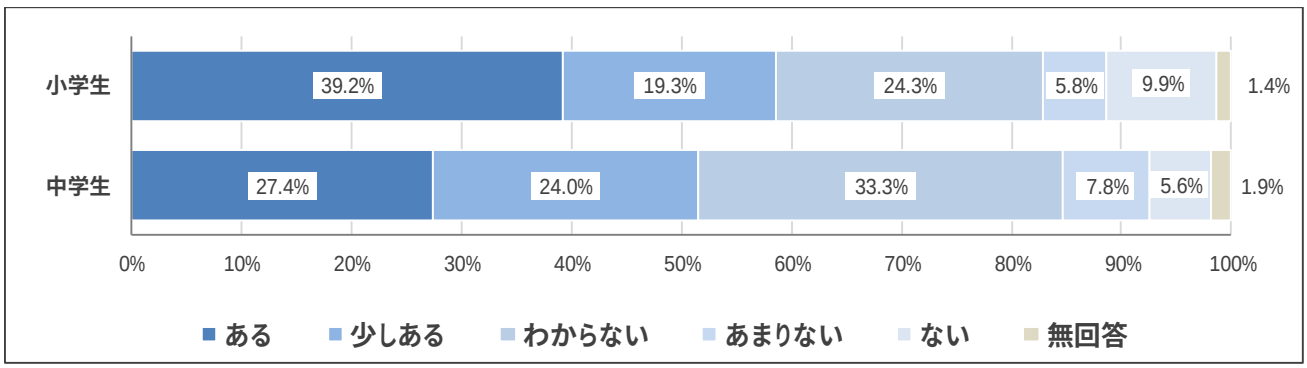

（２）未就学児保護者

「今後、子育て環境の充実のため何が重要だと思いますか」（３つまで選択）

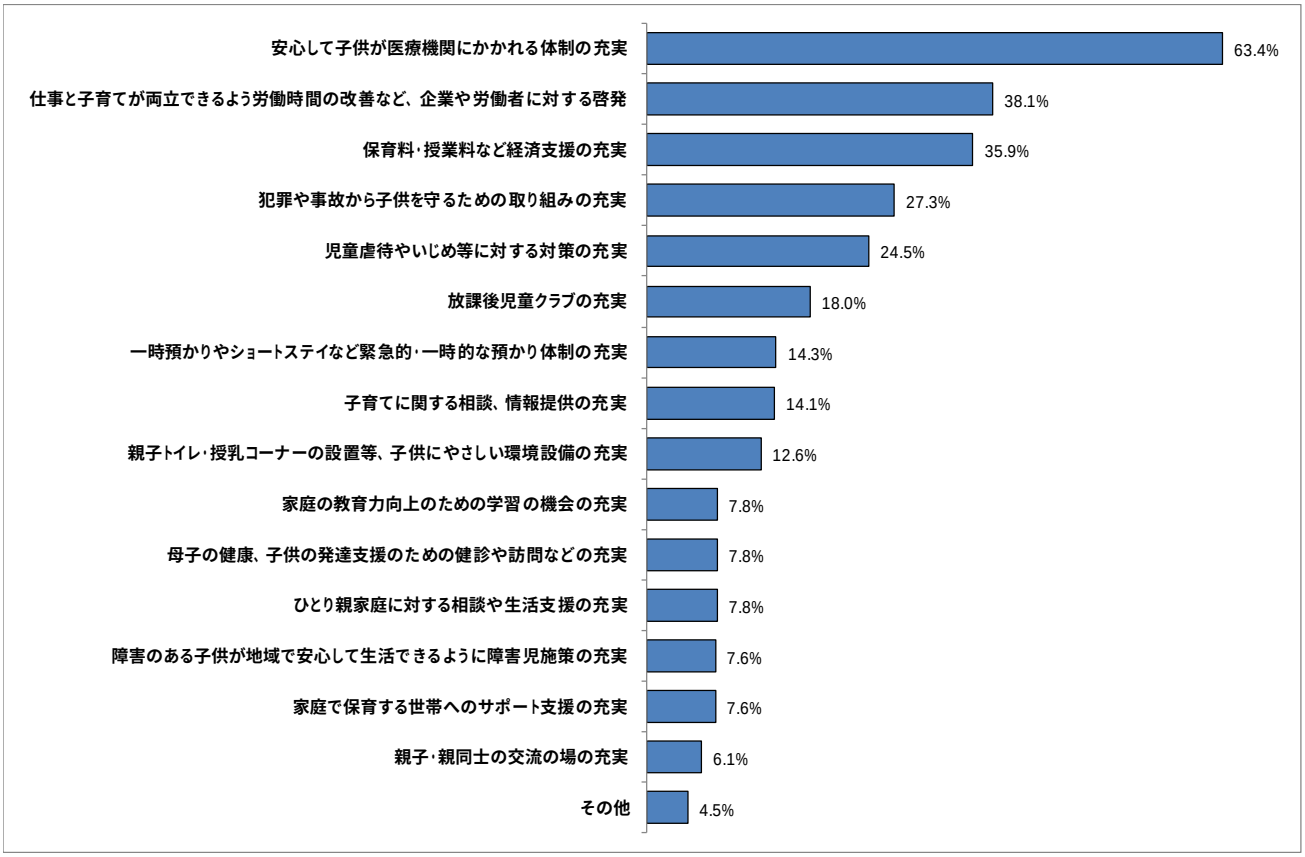

「本市の保育園・幼稚園にどのようなことを期待しますか」（３つまで選択）

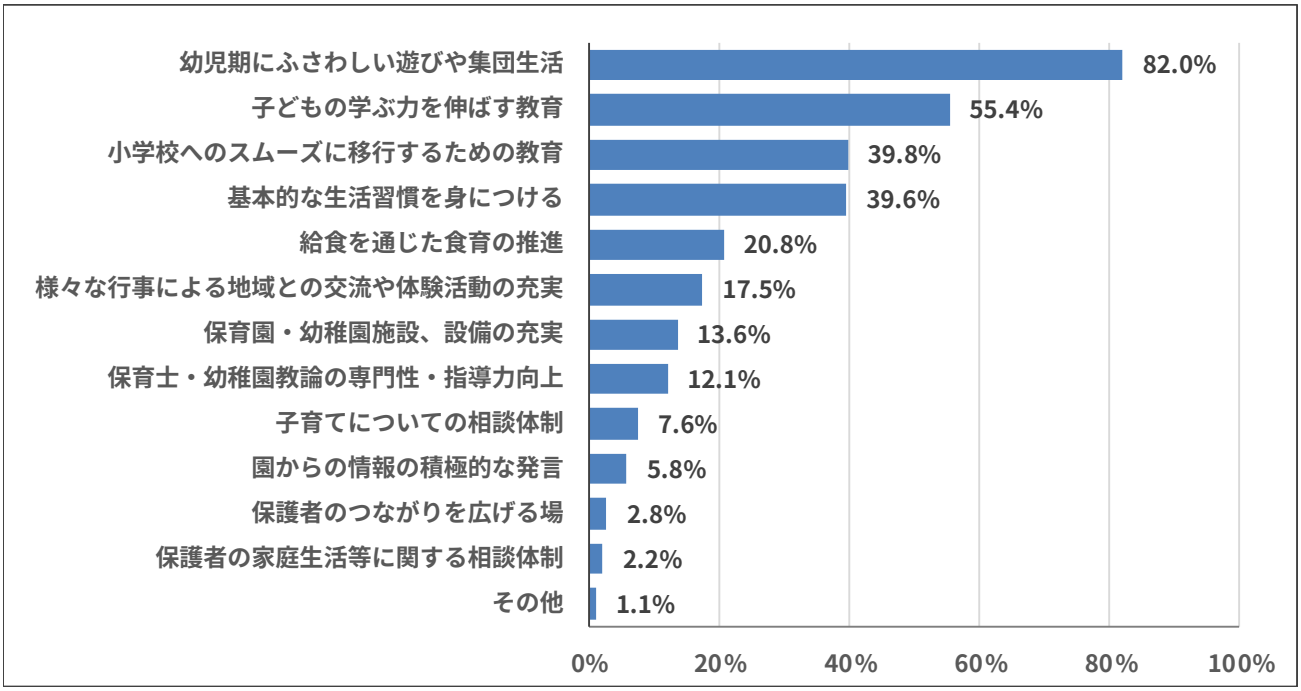

（3）小学生・中学生・未就学児の保護者及び一般市民

「本市の小中学校にどのようなことを期待しますか」（３つまで選択）

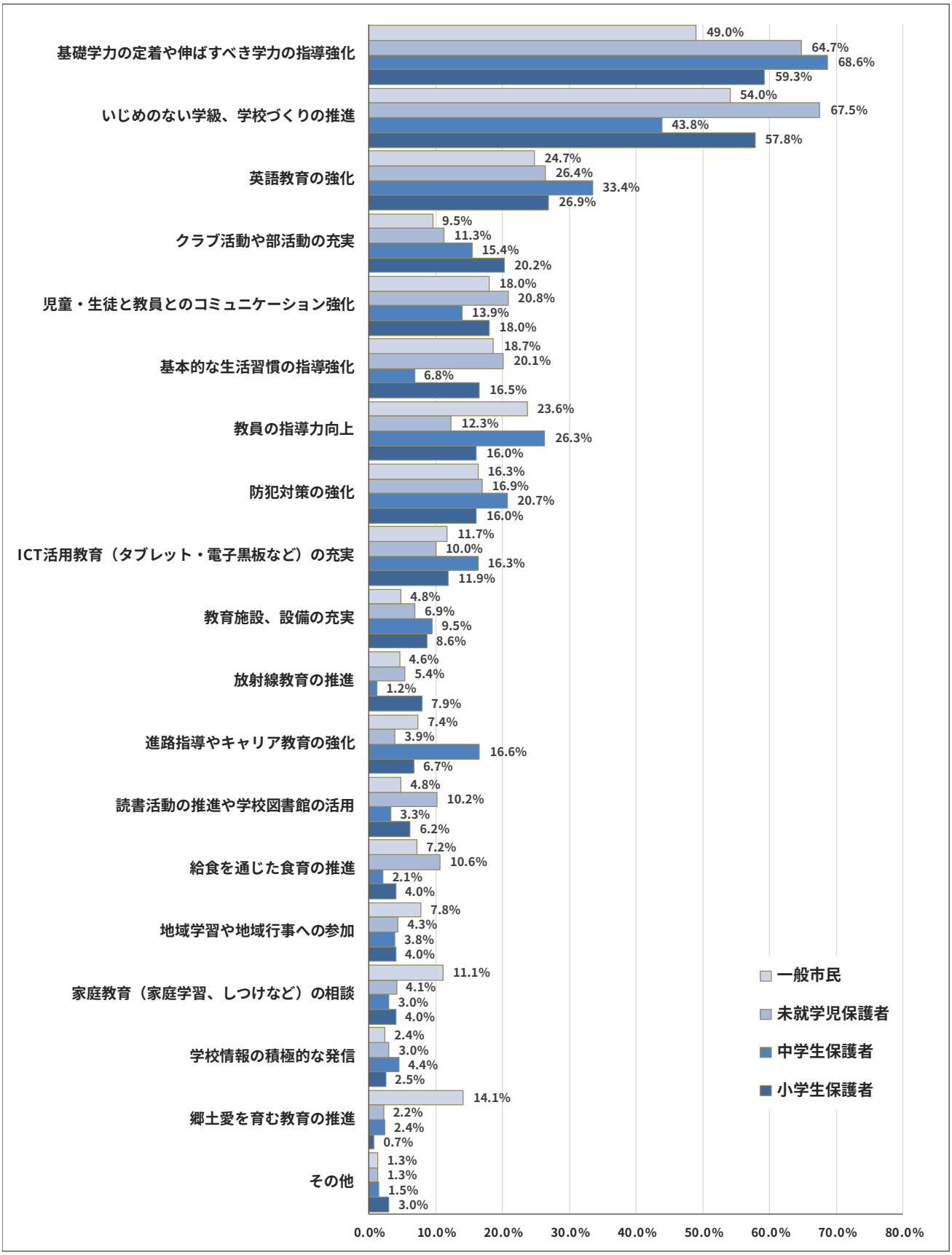

（4）一般市民

「本市の教育についてどのように評価していますか」（１つ選択）

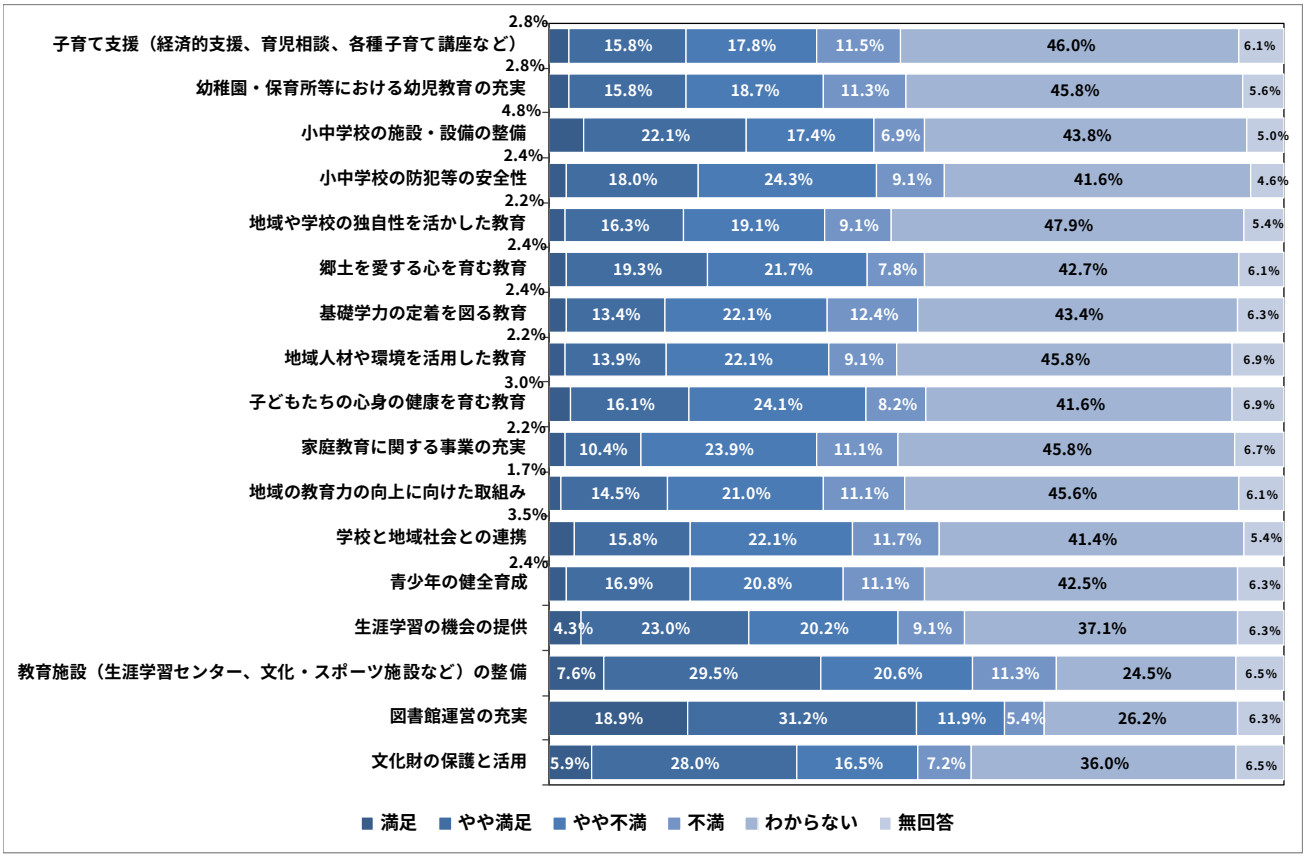

「本市の教育について、今後重要と思うものは何ですか」（１つ選択）

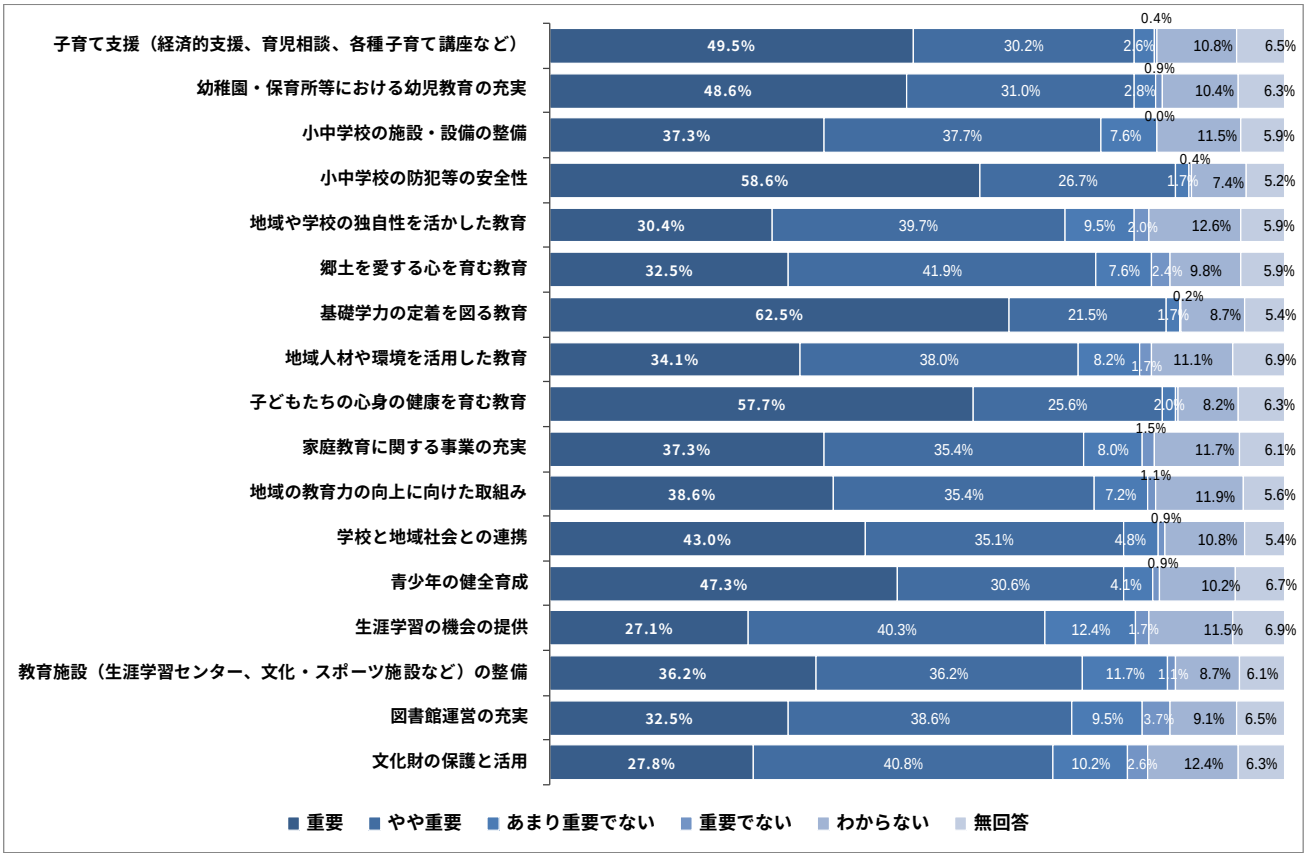

「本市の教育についての満足度と、今後重要度」に関するＣＳ分析結果

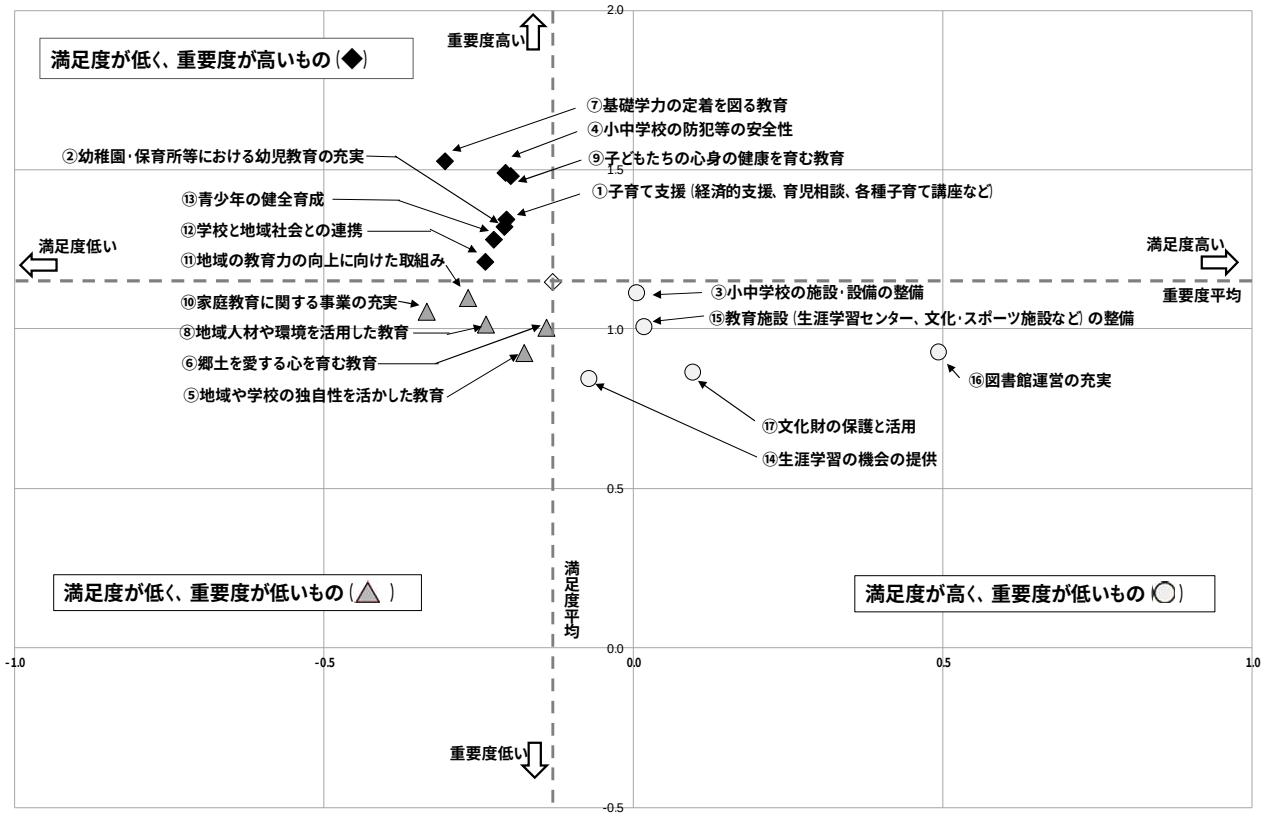

（５）高校生

「魅力的な小学校・中学校とは、どのような学校ですか」

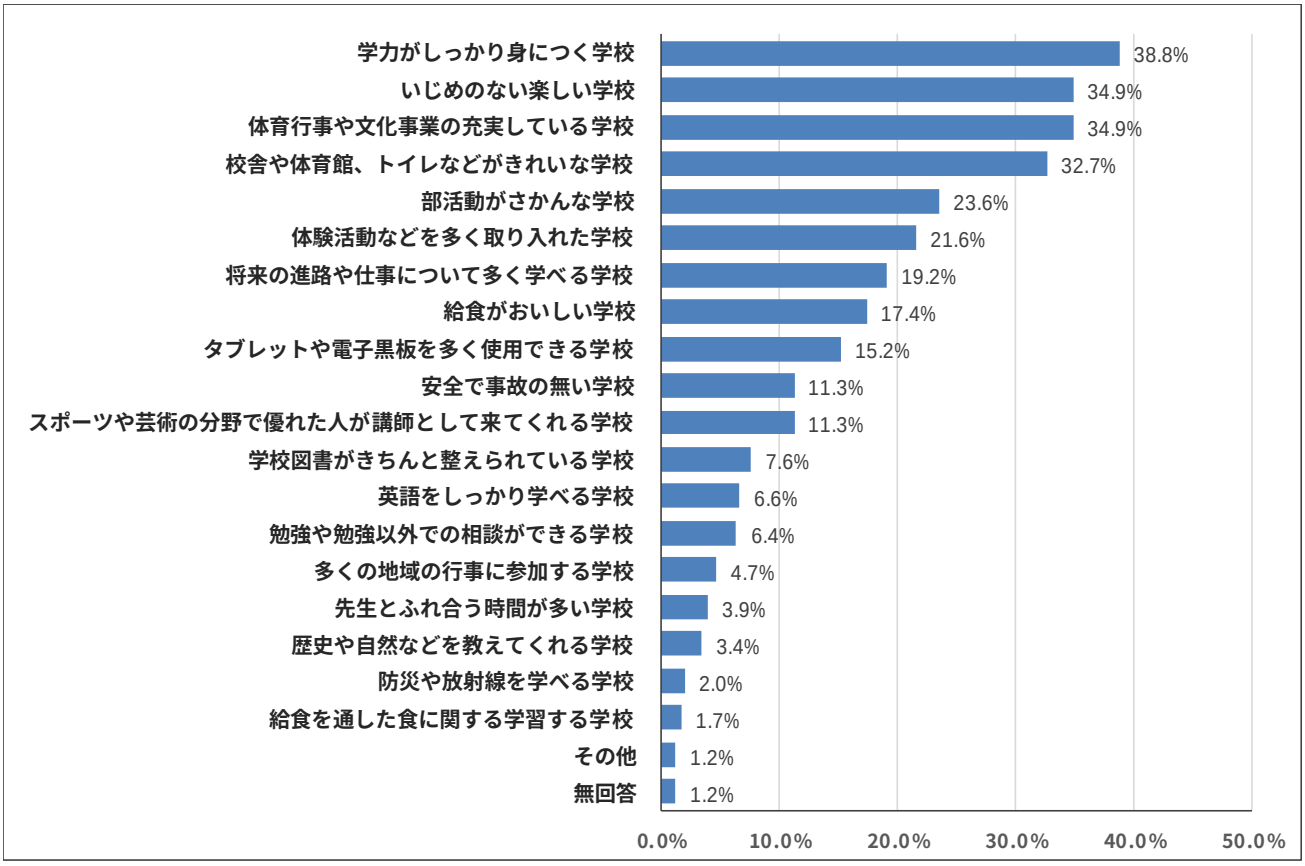

「高校卒業後の進路希望」

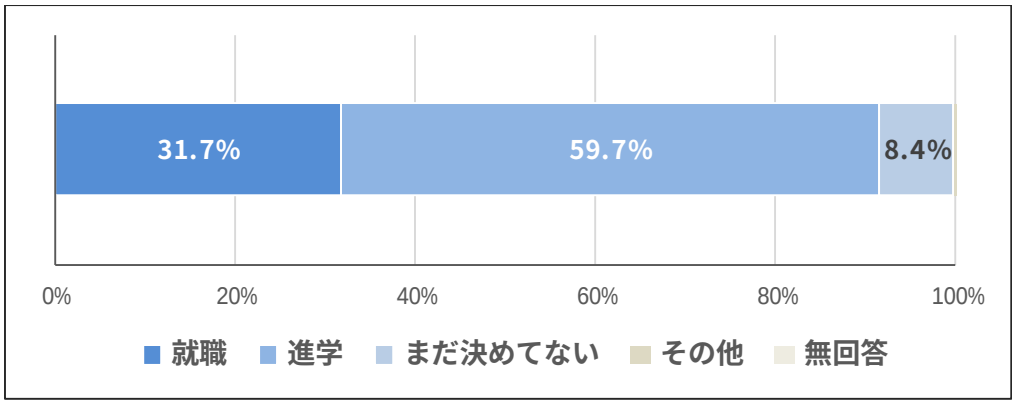

「就職」「進学」と回答した高校生が進路を決めた時期

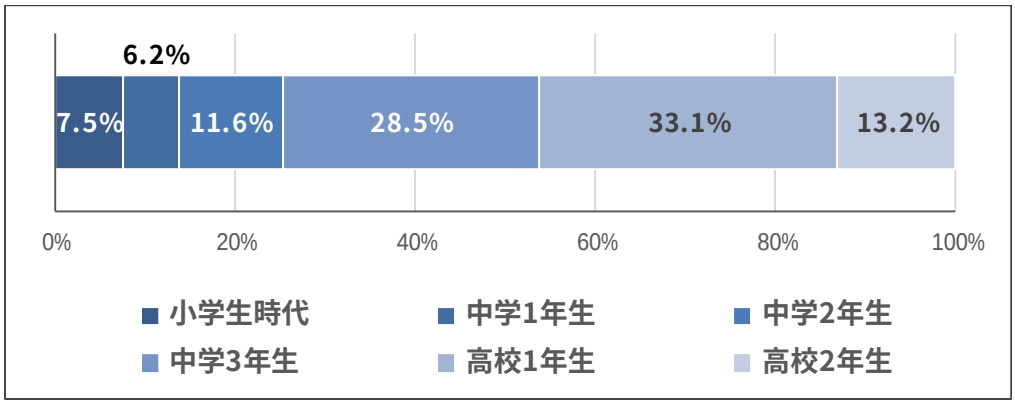

「小中学校にどのようなことを期待しますか」

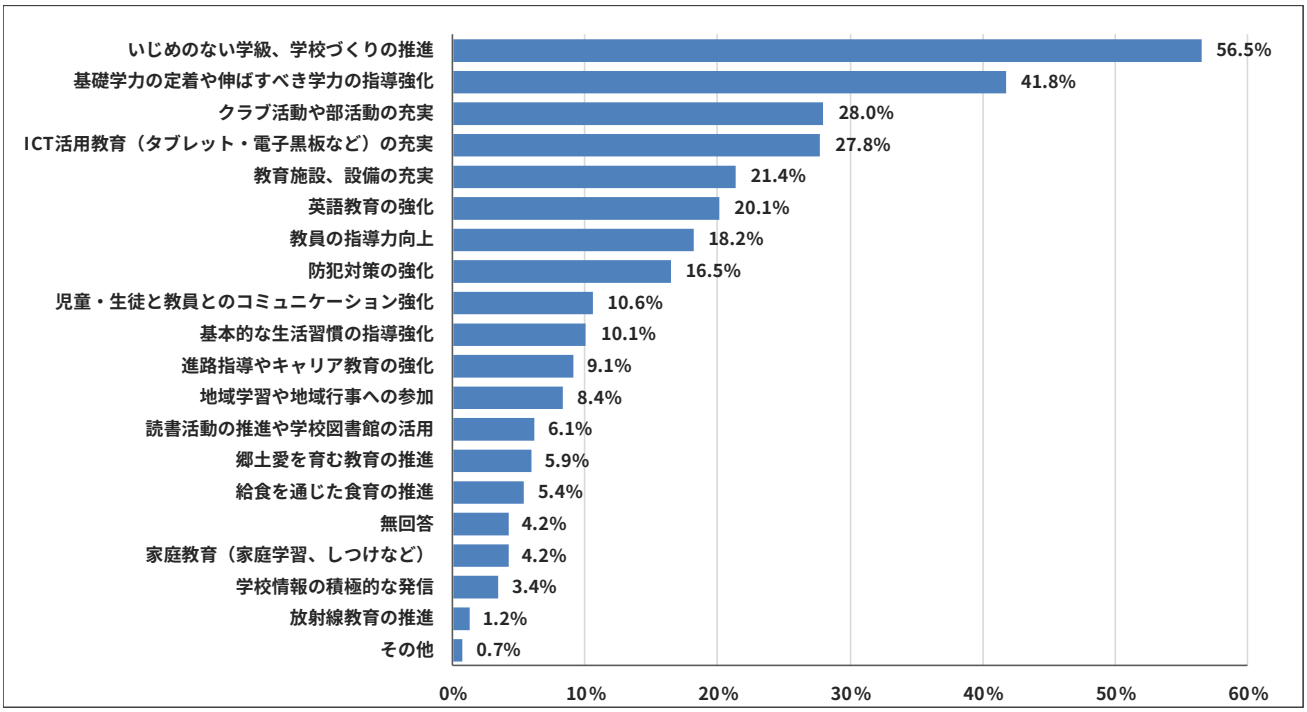

5　教育振興基本計画策定委員会設置要綱

南相馬市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第１７条第２項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、南相馬市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、南相馬市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、基本計画の策定に関する事項について、所掌する。

（組織）

第３条　委員会は、１５人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　教育行政関係者

(3)　保護者の代表者

(4)　地域の代表者

(5)　その他教育長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から基本計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、最初に開催される会議は、教育長が招集し、委員長が選任されるまでの間、会議の議長となる。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員会は必要があるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第７条　会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることが

できる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

（庁内会議）

第９条　庁内関係部局との連携を図り、より実効性のある教育振興基本計画を策定するため、南相馬市教育振興基本計画策定庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

２　庁内会議は、次に掲げる組織の職員をもって組織する。

(1)　総務部財政課
(2)　復興企画部企画課
(3)　市民生活部スポーツ推進課
(4)　こども未来部こども家庭課
(5)　こども未来部こども育成課
(6)　小高区地域振興課
(7)　鹿島区地域振興課
(8)　原町区地域振興課
(9)　教育委員会事務局教育総務課
(10)　教育委員会事務局学校教育課
(11)　教育委員会事務局文化財課
(12)　教育委員会事務局生涯学習課
(13)　教育委員会事務局中央図書館

（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成３１年３月５日教委告示第３号）

この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

６　教育振興基本計画策定委員会委員名簿

№	氏　名	所属団体	分　野
1	阿　内　春　生	福島大学	学識経験者
2	阿　部　貞　康	教育長経験者	
3	志　賀　英　司	市小学校長会	教育行政関係者
4	伊　藤　浩　樹	市中学校長会	
5	安　川　　徹	市私立幼稚園協会	
6	玉　川　一　郎	市文化財保護審議会	
7	松　永　雄　一	市図書館協議会	
8	西　山　喜代子	生涯学習推進委員会	
9	佐久間　光　弘	市体育協会	
10	堀　内　洋　伯	小高区５校ＰＴＡ連絡協議会	保護者の代表者
11	小　林　友　樹	鹿島区ＰＴＡ連絡協議会	
12	近　藤　智　之	原町区小・中学校ＰＴＡ連絡協議会	
13	長　澤　哲　晃	原町区保育所（園）こども園父母の会連絡協議会	
14	井　上　精　三	市区長連絡協議会	地域の代表者
15	西　浦　武　義	市芸術文化協会	その他

教育委員会事務局・市民生活部・こども未来部職員名簿

№	氏　名	所　属	職　名
1	羽　山　時　夫	教育委員会事務局	事務局長
2	木　幡　藤　夫	教育委員会事務局教育総務課	事務局次長兼教育総務課長
3	伏　見　伸一郎	教育委員会事務局学校教育課	参事兼学校教育課長
4	鈴　木　和一郎	教育委員会事務局学校教育課	参事兼指導主事
5	佐　藤　克　巳	教育委員会事務局学校教育課	教育企画担当課長
6	堀　　耕　平	教育委員会事務局文化財課	総括参事兼文化財課長
7	新　妻　由美子	教育委員会事務局生涯学習課	生涯学習課長
8	堀　川　信　浩	教育委員会事務局中央図書館	参事兼中央図書館長
9	末　永　　実	市民生活部スポーツ推進課	スポーツ推進課長
10	鎌　田　由　光	こども未来部こども家庭課	部次長兼こども家庭課長
11	猪　狩　忠　信	こども未来部こども育成課	こども育成課長
12	加　藤　安枢子	教育委員会事務局教育総務課	教育総務課総務係長
13	蒔　田　健　二	教育委員会事務局教育総務課	教育総務課総務係副主査

7　教育振興基本計画策定庁内会議委員名簿

№	氏　名	課名	役職
1	真　壁　真　一	総務部財政課	財政係長
2	藤　原　央　行	復興企画部企画課	企画係長
3	遠　藤　雄　二	市民生活部スポーツ推進課	スポーツ推進係長
4	藤　原　道　夫	こども未来部こども家庭課	子育て企画係長
5	佐　藤　陽　子	こども未来部こども育成課	幼児育成係長
6	天　野　　徳	小高区地域振興課	自治振興担当係長
7	高　橋　一　美	鹿島区地域振興課	主査
8	桃　井　保　典	原町区地域振興課	主査
9	加　藤　安枢子	教育委員会事務局教育総務課	総務係長
10	遠　藤　一　祐	教育委員会事務局学校教育課	学務係長
11	齋　藤　直　之	教育委員会事務局文化財課	課長補佐兼文化財係長
12	菅　野　育　子	教育委員会事務局生涯学習課	生涯学習係長
13	齋　藤　亜記子	教育委員会事務局中央図書館	読書企画係長

８　教育振興基本計画後期計画策定経過

年　月　日		内　　容
令和元年	５月１０日 ～６月　３日	教育に関するアンケート調査 小学５年生（３６４人）、中学２年生（４２８人） 高校２年生（４２１人）、未就学児保護者（１，０００人） 小学生保護者（１，０００人）、中学生保護者（４２８人） 一般市民（１，５００人）
	７月１８日	第１回教育振興基本計画策定庁内会議 ・南相馬市教育振興基本計画策定方針について ・今後の策定スケジュールについて ・現状と課題の整理について ・資料編・成果指標等に必要なデータについて
	８月　９日	第２回教育振興基本計画策定庁内会議 ・教育振興基本計画（素案）について
	８月２７日	第１回教育振興基本計画策定委員会 ・南相馬市教育振興基本計画策定方針について ・南相馬市教育振興基本計画（素案）について
	９月２０日	第２回教育振興基本計画策定委員会 ・第１回委員会結果等反映後の素案について
	９月２７日	第３回教育振興基本計画策定庁内会議 ・教育振興基本計画（素案）について
	１０月１７日	第３回教育振興基本計画策定委員会 ・第２回委員会結果等反映後の素案について
	１１月２５日 ～２９日	地域協議会（小高区、鹿島区、原町区） ・パブリックコメントに付することについて（報告）
	１１月２５日 ～１２月１５日	パブリックコメント
令和２年	１月　９日	教育委員会定例会 ・南相馬市教育振興基本計画（案）の策定について

用語集

あ行----------○

生きぬく力

震災を通じた経験や教訓を生かした自ら学び、自ら考え、行動する力。

お小人

相馬野馬追の行事である「野馬懸」の際に、白装束姿で裸馬を素手で捕らえ、神馬として相馬小高神社に奉納する役目の人。

か行----------○

外国語指導助手（ＡＬＴ）

英語を母語とする外国人で、日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える人。

介助員

心身に障がいのある児童生徒に対して、適正な学習環境の確保を図る人。

外部指導者

小中学校の部活動で顧問の教員を助け、専門的な指導をする人。専門家や地域住民、保護者、学生らが担う。

学習支援員

発達障がいや問題行動等により特別の支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に、きめ細やかな指導の充実を図るために配置される人。

学校司書

学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。

学校図書館

学校図書館法第３条の規定によりすべての学校に置かれる図書館設備（図書室）であり、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たしている。

学校の適正規模

通学距離や通学時間を考慮しながら、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることができる一定の規模。

家庭学習の手引き

子どもの望ましい家庭学習習慣や生活習慣の形成に向けて、市内各小中学校で作成している手引書。

家庭教育

すべての教育の出発点であり、親が我が子に家庭内で、基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付けさせること。躾。

カウンセリング

心理相談のこと。健常な来談者がいだく心配、悩み、苦情などを面接、手紙、日記などを通じて本人自身がそれを解決することを援助すること。

技術革新

生産性が向上されるなど、経済において利益をもたらす技術上の発明。

危機管理マニュアル

大規模な自然災害や事故など不測の事態に備え、起こったときに適切に対応する政策・体制をまとめたもの。

子育て応援 Web サイト

子育てに関する行政情報や各子育て支援団体による情報を一元的に発信・収集できる子育て情報サイトとして南相馬市が開設したもの。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、育児不安等についての相談・指導や育児講座の開催、子育てサークルの育成・支援、保育に関する情報提供などを実施することにより、地域に密着した子育て支援を行うことを目的に南相馬市が設置したもの。

コミュニケーション能力

他者とのやり取りにおいて、お互いの意思疎通を円滑にするための能力のこと。

コミュニティスクール

学校運営協議会制度のことで、学校と保護者や地域の人たちがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第 47 条の 6）に基づいた仕組み。

さ行----------◯

小１プロブレム

小学校に入学したばかりの１年生が、集団行動がとれない、授業中に座っていられないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

小中一貫校

小学校と中学校の９年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す学校。小学校と中学校の校舎が同じ「一体型」と、離れている「分離型」などがある。文部科学省は平成２８年度から小中一貫校の一つとして「義務教育学校」を制度化した。

授業改善プラン

全国学力・学習状況調査の分析をもとに、本市で取り組むべき９つの課題を明確にするとともに、全国トップクラスの学力を目指して、基礎・基本の定着と活用力の向上を図るための計画。話し合い・学び合いを通して、子どもたちに「考える力・協働して解決する力」を身につけさせる「南相馬授業スタイル」を作成し、市内すべての教員が共通理解を図り、共同歩調で取り組むことを狙っている。

施設の長寿命化

中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減および予算の平準化を図りつつ施設に求められる機能・性能を確保すること。

小児生活習慣病検診

食生活の変化や運動不足など、子どものライフスタイルの変化から「肥満」「高コレステロール」などの問題が顕在化しており、正しい食習慣や生活習慣を小児期から身につけることが生活習慣病の予防につながると考え実施している健診。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

食に関する指導

食に関する知識や能力等を身に付けることができるようにする指導。

人工知能（ＡＩ）

ＡＩは Artificial Intelligence の略。人間が持っている、学習や認識、推論、認識、判断などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称。人工知能を応用したシステムには、専門家の知識をデータベース化して問題解決に利用するエキスパートシステムなどの例がある。

新体力テスト

文部科学省が実施する体力・運動能力テスト。

スクールカウンセラー

児童生徒の不登校や学校での様々な問題行動などの対応に当たる高度な専門的知識を有した心理専門家。

スポーツトレーナー

スポーツ選手が最高の力を発揮できるように、けがの予防やリハビリテーション、トレーニングの指導を行う人、職業。プロのチームや選手だけでなく、スポーツジムやフィットネスクラブ、病院などで一般の人を指導することもある。

全国学力・学習状況調査

文部科学省が、学校の設置管理者等（教育委員会、学校法人等）の協力を得て実施するもので、日本全国の小中学校の最高学年（小学 6 年生、中学 3 年生）全員を対象として行う。

総合教育会議

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の改正（平成 27 年 4 月 1 日）により、地方公共団体の首長が招集し、首長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくための会議。

た行----------◯

第３期教育振興基本計画（国）

教育基本法第１７条第１項に基づき、政府が策定する教育の振興に関する総合計画であり、計画期間は平成３０年度から令和４年度の５年間。

第 6 次福島県総合教育計画

教育基本法第１７条第２項に基づき、福島県が策定する教育の振興に関する総合計画。計画期間は平成２５年度から令和２年度の８年間。

地産地消

地域で生産された農産物や水産品を、その地域で消費すること。

待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童。

適応指導教室

長期欠席の不登校児童生徒を対象として公的な施設に部屋を用意し、そこで学習しながら学校復帰を目指す教室。

電子黒板

ボード上で直接画面を操作したり、ペンなどを使って書きこんだり、それ自体をデジタルデータと

して保存したりするなど、デジタル教材をフル活用した黒板。

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

トップアスリート

ある競技で最高水準の実力を認められている運動選手。

な行----------◯

認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）、地域における子育て支援を行う機能（子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設。

は行----------◯

報徳仕法

二宮尊徳の教えにもとづく農村の立て直しのことをいう。江戸時代の終わり、飢饉によって荒れた田畑を立て直し、農民たちが希望ある生活を送られることを求めたもの。そしてその後もその考え方が受け継がれて現在まで繋がっている。

至誠（しせい）：至誠とは真心であり「我が道は至誠と実行のみ（夜話 139）という言葉のとおり、尊徳の仕法や思想、そして生き方の全てを貫いている精神です。そして、この至誠が尊徳の教えの全ての土台になっている。

勤労（きんろう）：人は働くことによって、生産物を得ていきていくことができる。また、働くことを通して知恵をみがき、自己を向上することができると尊徳は教えた。

分度（ぶんど）：自分の置かれた状況や立場をわきまえ、それぞれにふさわしい生活を送ることが大切であり、収入に応じた一定の基準（分度）を設定し、その範囲内で生活することの必要性を説いた。

推譲（すいじょう）：将来に向けて、生活の中で余った金銭を家族や子孫のために蓄えたり（自譲）、他人や社会のために譲ったり（他譲）する精神のことをいう。それぞれが譲りあうことで、はじめて人間らしい生活ができると説いた。

積小為大（せきしょういだい）：小さな努力の積み重ねが、やがて大きな収穫や発展に結びつくという教え。大きなことを成し遂げたいと思うなら、まずは小さなことから怠らずに行うことが大切。小事をおろそかにする者に、大事が果たせるわけがないと尊徳は教えた。

一円融合（いちえんゆうごう）：全てのものは互いに働き合い、一体となって結果が出るという教え。植物は、水・温度・土・養分などが溶け合い一つになって育ちます。人間が育つのもこれと同じで、自然環境や社会環境が一つになって融け合い、働き合う中で育っています。

発信力

創造力、提案力、企画力、発明力など、自分で未来を切り拓くための多様な力の総称。

プログラミング教育

令和２年度から実施される新しい学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される。コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界に触れ、ＩＴに強い人材を育成する狙いがある。

文教ゾーン

南相馬市復興総合計画後期基本計画において、教育施設が集中する小高区中心部を文教ゾーンとして位置づけている。

放課後児童クラブ

市内に在住または在学している小学校児童で、保護者が労働などによって昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に児童館などを利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図るためのもの。

ホストタウン

日本の自治体と東京 2020 オリンピック・パラリンピックに参加する国や地域が、スポーツ、文化、経済などを通じた交流を行う制度。またこの交流について内閣官房の登録を受けた自治体を意味する。

保存活用計画

個々の国指定文化財及び登録文化財を対象に、所有者・管理団体等が作成する保存・活用の考え方や具体的な取組の内容を定めた基本的な計画。

ま行----------◯

南相馬市標準学力検査

東京書籍「標準学力調査」による市独自の学力検査。小学校では国語、算数の２教科、中学校では、国語、社会、数学、理科、英語の５教科で実施される。

南相馬市復興総合計画

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興、そして発展を目指すために平成２７年３月に南相馬市が策定した市の最上位計画である。計画期間は平成２７年度から令和６年度の１０年間。

南相馬市公立学校適正化計画

少子化を背景に市内小中学校における望ましい適正化基準について、基本的な考え方や具体的な方策を示し、その取組を円滑に進めるために市教育委員会が策定した計画。計画期間は、令和元年度から令和８年度の８年間。

メンタルケア

精神面での管理・援助・介護のこと。心理学的知識を元に心理相談などを行い、来談者を管理・援助・介護するもの。自分自身で心をケアする方法として使われることもある。

や行----------◯

幼児教育プログラム

保育所や幼稚園の幼児が小学校生活に円滑に適応できるように、保育所、幼稚園と小学校との連携で就学前教育と小学校教育とを円滑に繋ぐための市独自の方策。

ら行----------◯

歴史文化基本構想

文化遺産の保存活用に関する基本構想。地域に存在する文化遺産を指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化遺産を、その周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための方針を示すもの。

レガシー

オリンピックは一過性のスポーツイベントではなく、大会終了後も、整備したスポーツ施設が残り、スポーツ機運の高まりが継続し、オリンピックを開催した国に良い効果が長く残るというこ

と。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックをきっかけに創出される価値であり、その後の東京、日本、そして世界に継承されるもの。

その他----------◯

ＡＡＩ偏差値判定

ＡＡＩは Academic Adjustment Inventory の略。学習適応性検査による偏差値判定のこと。学習意欲・計画性・自己効力感など学力と関連の強い特性を質問紙によって測定し、学習指導に役立てることができる。学業不振の要因発見と治療に役立てられる。

ｈｙｐｅｒ-Qu 検査

Qu は Questionnaire-utilities(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の略。学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態等を質問紙によって検査すること。教員の日常観察や面談による児童生徒理解を補い、児童生徒や学級の状態の客観的・多面的な理解に活用でき、いじめや不登校、学級の荒れ等の未然防止に役立てることができる。また、教育活動や学級経営を検証したり、困難な状況にある学級に対する組織的な対応策を検討する客観的データとして活用したりすることもできる。

ＩＣＴ

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。

ＩＣＴ機器

一般に電子黒板や実物投影機、パソコン、タブレットパソコン、プロジェクタ、デジタルカメラ等の情報機器。

ＳＮＳ

Social Networking Service の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用の Web サービスの総称。SNS は、特に「情報の発信・共有・拡散」といった機能に重きを置いているのが特徴。

南相馬市教育振興基本計画後期計画

（令和 2 年度～令和 5 年度）

令和 2 年 3 月

【編集・発行】
福島県南相馬市教育委員会事務局教育総務課
〒975-8686　福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
TEL　0244-24-5282